



第2次 匝瑳市地域福祉計画及び 地域福祉活動計画

令和2年度～令和6年度



令和2年 3月
匝瑳市
匝瑳市社会福祉協議会

市長あいさつ

本市では、平成 26 年 11 月に「住み慣れた地域で安心して暮らせる地域社会（地域力の構築）」を基本理念として、平成 27 年度から 31 年度までの 5 か年を計画期間とした「匝瑳市地域福祉計画及び地域福祉活動計画」を策定し、地域福祉の推進を図ってまいりました。

この度、現計画の計画期間満了に伴い、令和 2 年度から 6 年度までの 5 か年を計画期間とする「第 2 次匝瑳市地域福祉計画及び地域福祉活動計画」を策定しました。

第 2 次計画では、これまでの基本理念を継承するとともに、平成 30 年の改正社会福祉法の施行に伴い、「高齢者」、「障がい者」、「子育て」といった各福祉分野の上位計画として位置づけ、各分野が共通して取り組む事項を盛り込むことで、制度の縦割りではない包括的な支援を推進するものです。

誰もが住み慣れた地域で、お互いに支えあい助け合う「地域共生社会」の実現に向けて、分野横断的な支援体制の構築を進めてまいります。

結びに、本計画策定にあたり、ご意見、ご提言をいただきました匝瑳市地域福祉計画協議会の皆様をはじめ、アンケートや地域福祉座談会、団体ヒアリング調査にご協力をいただきました市民の皆様並びに関係団体の方々に厚くお礼申し上げますとともに、今後ともご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和 2 年 3 月



匝瑳市長 **太田 安規**

会長あいさつ

匝瑳市社会福祉協議会では、平成 26 年 11 月に、地域福祉を推進するための地域住民や地域福祉に関わる団体などの具体的な活動計画として、「匝瑳市地域福祉計画」と一体となった「匝瑳市地域福祉活動計画」を策定し、地域住民や関係機関と連携して、地域福祉の推進を図ってまいりました。



この計画期間の5年間で、少子高齢化、人口減少は一層進み、家族のつながりや近所づきあいなどが薄れ、支え合い・助け合いの地域コミュニティ機能が低下するとともに、引きこもりや虐待など様々な社会問題が顕在化しています。

また、近年多発する災害に伴って、安全・安心に対する住民意識の高まりなど、地域の福祉課題は一層多様化、複雑化しております。

この度、現計画の計画期間の満了に伴い、匝瑳市と連携して、令和2年度から6年度までの5年間で計画期間とする「第2次匝瑳市地域福祉計画及び地域福祉活動計画」を策定しました。

第2次計画では、これまでの基本理念を継承するとともに、誰もが安心して暮らせる地域共生社会の実現に向けて、地域住民や関係機関がそれぞれの役割を果たしつつ、相互に連携して、地域における支え合い・助け合いの仕組みづくりなどに取り組んでまいります。

結びに、本計画策定にあたり、ご尽力いただきました匝瑳市地域福祉計画協議会の皆様をはじめ、貴重なご意見をお寄せいただきました多くの市民の皆様に、心より感謝とお礼を申し上げますとともに、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和2年3月

社会福祉法人匝瑳市社会福祉協議会

会 長 鎌 形 廣 行

目 次

第1章 計画の策定にあたって.....	1
第1節 計画の背景	1
第2節 地域福祉とは.....	2
第3節 計画の位置づけ	4
第4節 計画の期間	7
第5節 計画の策定体制.....	8
第2章 匝瑳市の福祉を取り巻く状況.....	10
第1節 匝瑳市の概況.....	10
第2節 地域福祉の現状.....	14
第3節 アンケート調査結果の概要	22
第4節 地域福祉座談会の結果概要	37
第5節 本市の現状からみる主な課題.....	38
第3章 計画の基本的な考え方.....	40
第1節 計画の基本理念.....	40
第2節 計画の基本方針.....	41
第3節 計画の基本目標.....	42
第4節 施策体系	43
第4章 施策展開.....	44
基本目標1 多様なニーズに応じた情報提供のできるまち.....	44
基本目標2 福祉活動が活発で参加しやすいまち	48
基本目標3 誰もが安心して暮らせるまち.....	60
基本目標4 誰にとっても暮らしやすいまち	66
基本目標5 地域に根差した活動のできるまち	68
第5章 計画の推進.....	70
第1節 市民協働による計画の推進	70
第2節 計画の進行管理.....	72
第3節 推進体制の確保.....	73
資料編.....	74
1 匝瑳市地域福祉計画協議会規則	74
2 協議会委員名簿.....	75
3 匝瑳市地域福祉計画検討委員会規則	76
4 議事経過.....	77
5 用語解説.....	78

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画の背景

近年、少子高齢化や核家族化、個人の価値観やライフスタイルの多様化、地域における人間関係の希薄化、安全・安心に対する意識の高まりなどを背景に、地域住民一人ひとりの福祉ニーズが多様化・複雑化し、既存の福祉制度や公的サービスのみでは十分に対応できない状況となっています。

匝瑳市（以下「本市」という。）では、住民同士の絆や支え合い・助け合いの精神のもとで、誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりの実現をめざし、平成26年11月に「匝瑳市地域福祉計画及び地域福祉活動計画（以下「第1次計画」という。）」を策定し、地域福祉の推進のために様々な取組を実践してきました。

その間、国においても、障害者総合支援法や子ども・子育て支援制度、生活困窮者自立支援法の施行、介護保険法の改正等、様々な福祉施策の充実が図られてきました。

しかし、急速に進展する高齢化や、地震や自然災害の発生等により、地域の絆やつながりの重要性を再認識させられるとともに、地域福祉の担い手不足や地域住民の孤立、生活困窮者の増加など新たな問題が表面化しています。

地域福祉の役割は、誰もが住み慣れた地域で、お互いに支え合い助け合うことにより、一人ひとりの個性を活かし、地域の一員として生活することができる社会をつくることです。

そのためには、市民・福祉団体・事業者・社会福祉協議会・行政がそれぞれの役割の中で、お互いに力を合わせる関係をつくり、「自助」「共助」「公助」を重層的に組み合わせた「地域ぐるみの福祉」を推進することが求められます。

国では、人々が様々な生活課題を抱えながらも、住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域住民等が支え合い、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていくことのできる「地域共生社会」の実現に向けて、分野横断的な支援体制の構築を進めています。

また、平成30年の改正社会福祉法の施行に伴い、市町村が包括的な支援体制を整備する上での指針を策定するとともに、地域福祉計画の策定ガイドラインを改定しました。

市町村地域福祉計画は、福祉分野の上位計画として位置づけ、高齢者、障がい者、子ども・子育てといった各福祉分野が共通して取り組むべき事項を盛り込み、一体的に策定・推進することが求められています。

本市では、第1次計画の成果や市民ニーズ等を踏まえ、これからの本市における地域福祉を推進するための指針として、令和2年度から令和6年度までを計画期間とする「第2次匝瑳市地域福祉計画及び地域福祉活動計画」（以下「本計画」という。）を策定しました。

第2節 地域福祉とは

1 地域福祉の考え方

地域福祉は、福祉活動を通じて、誰もが自分らしく、安心して自立した生活を送ることができる地域社会を築いていくための、行政や事業者、地域住民の“つながり”を深め、お互いに“支え合う”仕組みを構築していくことを目的としています。

しかし、近年は、日本全体で地域コミュニティの問題が指摘され、特に地縁によるコミュニティ形成やその維持が困難な状況になっており、従来型の地域社会の崩壊が進んでいます。

さらに、生活上の問題を解決し、日常生活における自立を支援するためには、行政による福祉サービスだけでなく、地域住民同士で支え合うことが欠かせません。

そのような中で地域福祉の推進を図るためには、住民自身が「地域福祉の課題を解決していく力をつけていくことが住民主体の地域福祉につながる」という「地域の福祉力」を培い、主体形成の考え方を根底に据える必要があります。

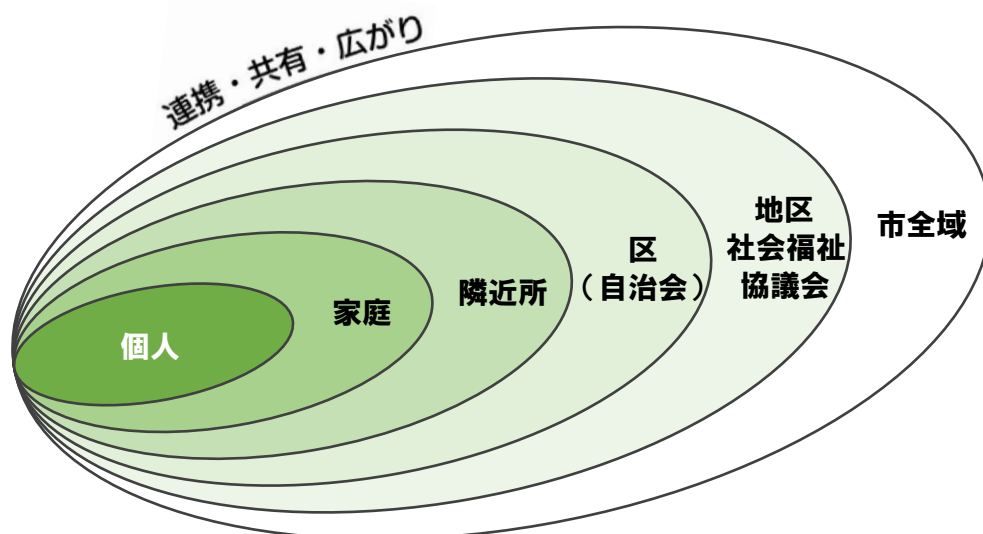
2 地域福祉の捉え方

「地域」は、固定的・限定的なものではなく、活動の取組内容やサービスの内容などによって、様々な枠組みが考えられます。

本計画での「地域」は、「課題を共有し、その課題に取り組む共通認識を持ち、具体的な行動を起こしやすい範囲」と捉えます。

その中で、目的を持ってつくられたボランティアやサロンといった活動を、自助・共助・公助の概念のもと、地域間で連携、共有し、広がりを持てるよう協働で取り組むことが大切です。

図表－1 地域のイメージ



3 地域福祉の主体

地域福祉の推進のためには、本市にある人的・社会的資源を効果的に結び付け、信頼と協調による支え合いを基本とする体制の構築が重要となります。

そうした関係性を地域社会で展開していくためには、以下の2点を意識的な課題とし、人々との関係を重視した地域福祉の本来の在り方の方向性を示していく必要があります。

(1) 主体性の確保

地域福祉の推進においては、その主体は市民であり、市は市民の「意思決定への参加」、「(地域)社会連帯への参加」、さらにそういった「参加の支援」をしていくことが重要となります。

本計画の策定にあたっては、計画策定や実践過程及び地域協働への主体的な参加の促進を図る中で、地域住民の多様性に配慮した地域福祉に取り組む必要があります。

(2) 地域性の確保

本計画における地域福祉の対象は、「匝瑳市全域」の地域社会です。

一方で、本計画が地域や住民の多様性に配慮した計画であるためには、匝瑳市全域という大枠での地域福祉を検討するだけでなく、「それぞれの地域」(小学校区や地区社会福祉協議会等の地区)の存在を、地域福祉推進の中で明確に位置づけることが重要となります。

それぞれの地域は、地域住民の主体性が発揮される実践の場であり、町内会・自治会(以下「区会」という。)や地区社会福祉協議会(以下「地区社協」という。)等による主体的な取組が推進される場であるとともに、地域それ自体が主体性を持つ場合もあります。

そのため、本計画の策定にあたっては、匝瑳市全域の地域福祉の推進をめざすとともに、このような地域性(地域の主体性)に配慮した地域福祉を促進する必要があります。

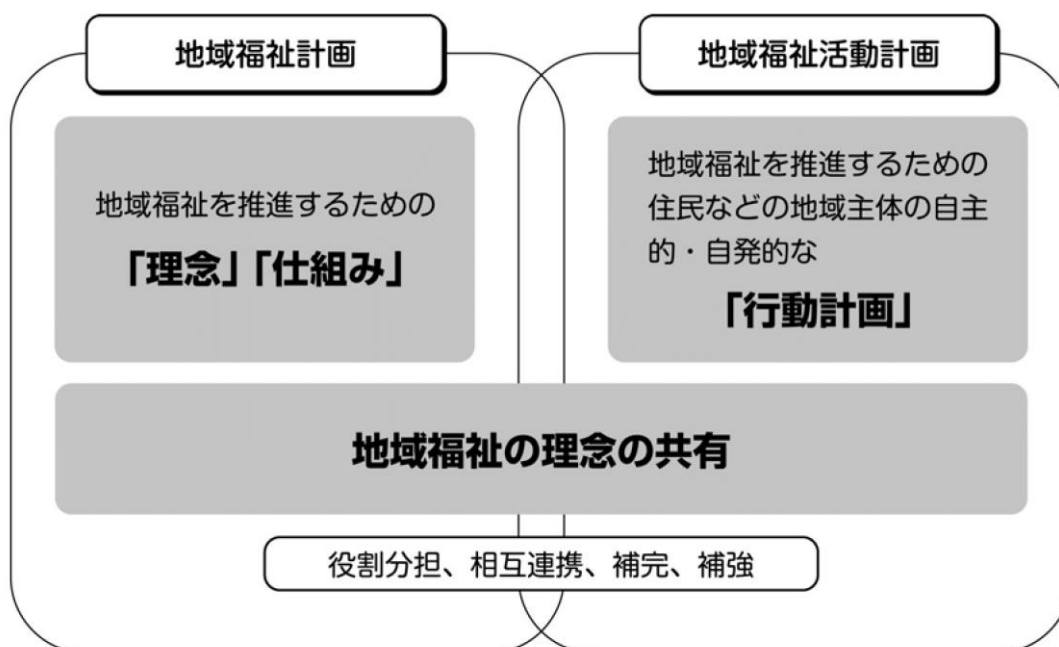
第3節 計画の位置づけ

1 計画の法的根拠と役割

地域福祉計画と地域福祉活動計画は、地域の生活課題や社会資源の状況などを共通認識し、ともに「地域福祉の推進」という目標を掲げ、それぞれの立場において、それぞれの役割を担い、相互に連携し、補完・補強し合いながら、地域福祉を進展させていくものとなります。

本市においては、理念・仕組みづくりである「**匝瑳市地域福祉計画**」と、それらを実現するための行動計画である「**匝瑳市地域福祉活動計画**」を一体的に策定しました。

図表－2 地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係



（１）地域福祉計画

「地域福祉計画」とは、社会福祉法第107条の規定に基づき、市町村が行政計画として策定するものであり、地域の助け合いによるまちづくりを推進するため、地域福祉を推進する上での基本的な方向性・理念を明らかにする計画となります。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 前条第1項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

（２）地域福祉活動計画

「地域福祉活動計画」とは、社会福祉法第109条の規定に基づく民間組織である社会福祉協議会が活動計画として策定するものであり、本市では匝瑳市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）が、上記の理念や仕組みを具体的に実行するための計画となります。

- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

2 本市における地域福祉の方向性

令和2年度から令和13年度までを計画期間とする「第2次匝瑳市総合計画」では、本市がめざす将来都市像である「海・みどり・ひとがはぐくむ 活力あるまち 匝瑳市 ～匝（めぐ）り集う人々と瑳（あざ）やかな自然のあるふるさと～」の実現に向けた施策を推進するにあたり、地域福祉の推進について、次のように記載しています。

民生委員・児童委員、地域包括支援センターと社会福祉協議会をはじめとした関係機関等と連携し、地域福祉を推進するためのネットワークの強化を図るとともに、地域福祉を支えるボランティア等の人材の確保・育成を推進します。

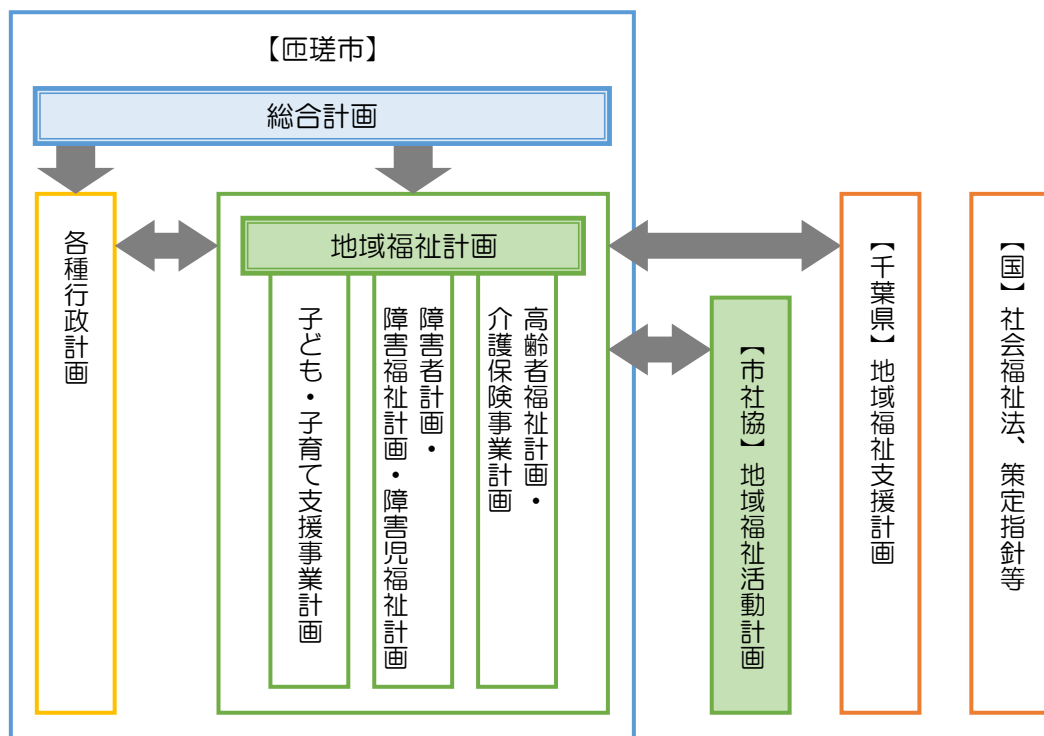
また、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、様々な人々が交流できる機会及び福祉教育の充実を図り、地域全体で支え合う意識の醸成と相互理解の促進に取り組みます。

3 他の計画等との関連

本計画は福祉に関する総合的な計画として、関連する分野別計画との連携を図りつつ、地域福祉の視点から横断的に施策の推進を図り、包括的な支援体制の構築をめざします。

また、社会福祉法第108条に基づき、市町村の地域福祉の推進を支援し、計画の達成に資するため策定された「千葉県地域福祉支援計画」との整合を図ります。

図表－3 他計画等との関連



4 地域共生社会の実現に向けて

地域共生社会とは、制度・分野ごとの縦割りや支え手・受け手という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が自分のこととして参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて丸ごとつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会です。

地域共生社会の実現に向けては、地域の力を強め、その持続可能性を高めていくことが必要であり、地域が直面する課題を共有し、他計画等の取組と地域福祉を推進する取組を結びつけながら、地域づくりやそのための仕組みづくりなどを推進することが求められます。

また、その過程で、高齢者や障がい者への支援、子ども・子育て支援など、各分野で制度的な対応を着実に進めるとともに、各分野の制度の狭間にある福祉課題・生活課題を解決していくことが求められます。

そのため、本計画は、地域共生社会の実現をめざすための推進計画として位置づけ、取組を推進します。

第4節 計画の期間

本計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

ただし、課題や取組の成果等を踏まえ、他の関連する計画との整合を図りながら、必要に応じて見直しを検討するものとします。

図表－4 計画の期間

平成27 年度	平成28 年度	平成29 年度	平成30 年度	令和元 年度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度
匝瑳市地域福祉計画 及び地域福祉活動計画					第2次匝瑳市地域福祉計画 及び地域福祉活動計画				

第5節 計画の策定体制

1 匝瑳市地域福祉計画協議会による検討

総合的な地域福祉の推進を目的に設置された協議会において、全3回にわたって審議していただき、御意見をいただきました。

協議会は、学識経験者や福祉及び保健団体関係者、福祉事業所関係者、地域で活動している市民の方など16名で構成されています。

なお、地域福祉活動計画協議会を同時開催することで、計画の一体的策定を行いました。

2 庁内検討委員会による検討

計画内容を実務的に検討するため、庁内における検討組織として、庁内検討委員会を設置しました。委員会は、関係各課長で構成し、全3回にわたって庁内検討を行いました。

3 アンケート調査の実施

市民の福祉に対する考え方、地域活動への参加状況などの実態を把握するとともに、意見や提言を広く把握し、計画策定に反映していくことを目的として、アンケート調査を実施しました。

■調査概要

対 象 者	18歳以上の市民から2,000人を住民基本台帳より、層化無作為抽出
実 施 時 期	平成30年12月17日～平成31年1月7日
配布・回収方法	郵送による発送・回収

■調査結果

有 効 回 収 数	715件
有 効 回 収 率	35.8%

4 地域福祉座談会の実施

日頃、地域の福祉活動に協力をいただいている市民から、直接、地域福祉に関する様々な意見や地域の状況について、グループワークを通じて提示していただき、本計画をより地域に根差した計画とするために、地域福祉座談会を開催しました。

グループワークでは、「地域で気になっている人」を各グループで共有し、そうした人たちが地域で安心して暮らせるためのアイデアを出し合いました。

■実施概要

	開催日時	会場	内容
第1回	平成31年4月20日（土） 午前10時～午前12時	市民ふれあいセンター 6地区 26名参加	・計画について ・アンケート調査結果報告 ・自己紹介 ・グループワーク ・全体発表
第2回	平成31年4月27日（土） 午前10時～午前12時	野栄総合支所 5地区 25名参加	

5 関係機関・団体調査

福祉行政に携わる関係機関・団体に、計画策定に係るヒアリング調査を行いました。

■実施概要

分野	団体・機関	内容
子育て支援	・匝瑳市立豊和保育所 ・社会福祉法人東保育園 ・つどいの広場 ・社会福祉法人九十九里ホームあかしあこども園	・市の福祉の現状への考え ・活動する上での困りごと ・課題解決に必要なこと ・災害時の対応に必要なこと ・地域や団体等との関わり ・行政・社協への要望等
障がい者福祉	・NPO法人WITHピース ・社会福祉法人野栄福祉会しおさいホーム ・社会福祉法人八光聴八日市場学園	
高齢者福祉	・特別養護老人ホーム松丘園 ・特別養護老人ホーム太陽の家 ・特別養護老人ホーム花園	
ボランティア等	・フレンドリー ・人形劇ボランティアサークル「おはなしやさん」 ・きらら健康サークル ・中核地域生活支援センター海匠ネットワーク	

6 パブリックコメントの実施

より多くの市民の意見を反映させるため、令和2年2月21日から令和2年3月21日までパブリックコメントを実施しました。

第2章 匝瑳市の福祉を取り巻く状況

第1節 匝瑳市の概況

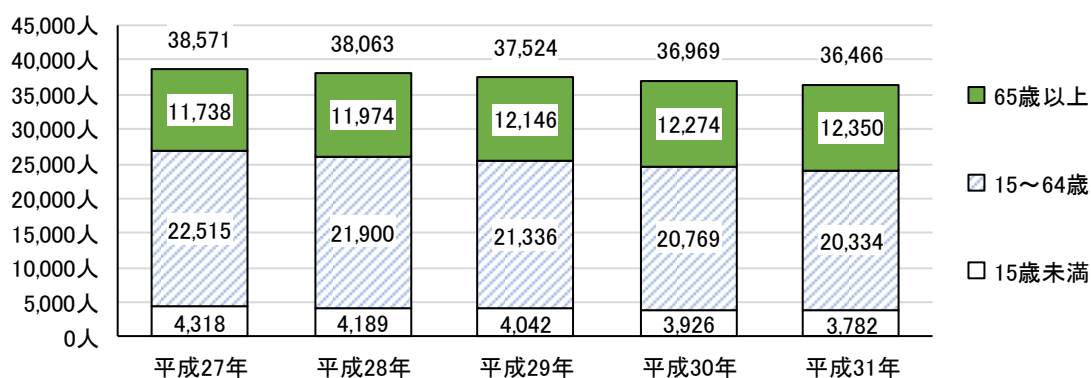
1 総人口及び世帯の状況

(1) 総人口と年齢3区分人口

総人口は、平成31年3月31日現在で、36,466人となっています。平成27年から5年間の推移をみると、年々減少しており、5年間で2,105人の減少となっています。

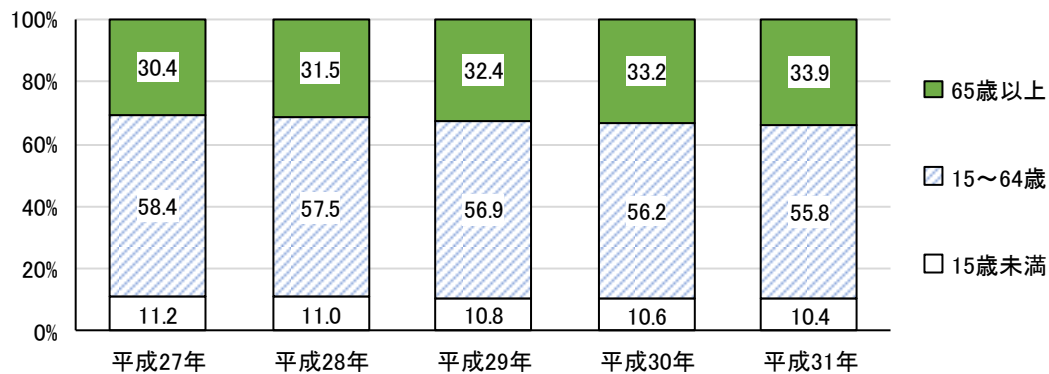
年齢3区分でみると、高齢化率（65歳以上の人口割合）が上昇し、市民のおよそ3人に1人が65歳以上となっています。一方で、15歳未満の人口は減少傾向になっていることから、少子高齢化が進んでいることが分かります。

図表－5 総人口及び年齢3区分人口の推移



資料：住民基本台帳（各年3月31日現在）

図表－6 年齢3区分人口構成比の推移



資料：住民基本台帳（各年3月31日現在）

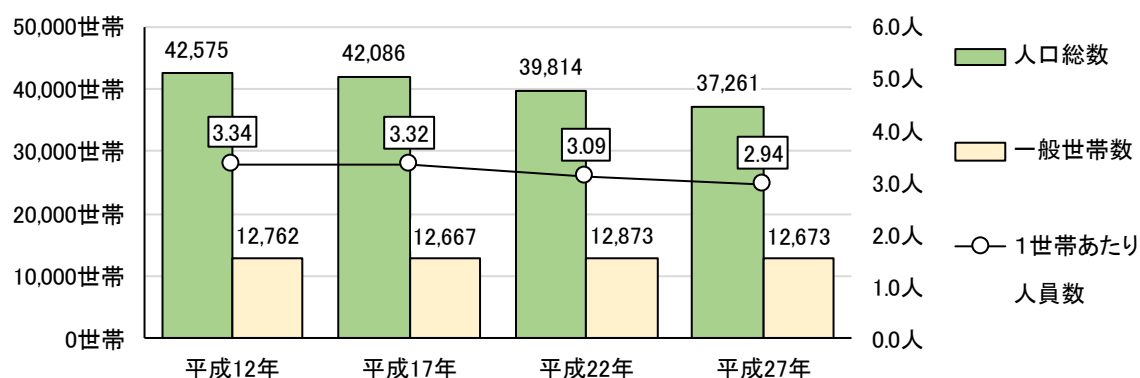
(2) 一般世帯数と世帯構成

一般世帯数は、12,000 世帯後半を横ばいで推移しており、平成 27 年は 12,673 世帯となっています。

一方、人口総数が減少していることから、1 世帯あたり人員数も減少し、平成 27 年には 3 人を下回り 2.94 人となっており、核家族化が進んでいることが分かります。

世帯構成をみると、核家族世帯及び単独世帯が増加しており、核家族世帯においては夫婦のみとひとり親（男親と子ども及び女親と子ども）の世帯が増加しています。

図表－7 一般世帯数と世帯構成員の推移



資料：国勢調査

図表－8 一般世帯における世帯構成の推移

(単位：世帯、%)

	平成12年		平成17年		平成22年		平成27年	
親族のみの世帯	10,386	83.6%	10,423	82.3%	10,180	79.3%	9,754	77.0%
核家族世帯	6,030	48.5%	6,367	50.3%	6,611	51.5%	6,680	52.7%
夫婦のみ	1,828	14.7%	2,029	16.0%	2,184	17.0%	2,278	18.0%
夫婦と子ども	3,185	25.6%	3,167	25.0%	3,146	24.5%	3,074	24.3%
男親と子ども	175	1.4%	207	1.6%	231	1.8%	242	1.9%
女親と子ども	842	6.8%	964	7.6%	1,050	8.2%	1,086	8.6%
非親族を含む世帯	36	0.3%	44	0.3%	118	0.9%	103	0.8%
単独世帯	2,001	16.1%	2,200	17.4%	2,546	19.8%	2,813	22.2%
総数	12,423	100.0%	12,667	100.0%	12,844	100.0%	12,670	100.0%

資料：国勢調査（総数は世帯類型不詳を除く）

2 地区別の人口及び世帯の状況

(1) 地区別の人口と年齢3区分人口

地区別人口は、中央地区が5,749人で最も多く、吉田地区が1,029人で最も少なくなっています。平成27年と比較すると、すべての地区で総人口が減少しているのに対して、65歳以上の高齢者人口は増加しており、少子高齢化が進んでいることが分かります。

65歳以上の高齢者人口の割合が最も高いのは匝瑳地区で41.0%、次いで吉田地区で39.7%、豊和地区で39.1%となるなど、12地区中10地区が30%を超えている状況です。

一方、15歳未満の年少人口割合は、飯高地区が4.8%で最も少なく、中央地区、匝瑳地区、豊和地区、共興地区、野田地区、栄地区を加えた7地区が1割を下回っています。

図表－9 地区別の人口及び年齢3区分人口構成比の推移

(単位: 人、%)

	平成27年				平成31年			
	総人口	人口構成比			総人口	人口構成比		
		15歳未満	15～64歳	65歳以上		15歳未満	15～64歳	65歳以上
中央地区	6,159	10.1%	55.2%	34.7%	5,749	9.9%	52.2%	37.9%
					▲ 410	▲ 0.2	▲ 3.0	3.2
豊栄地区	3,883	12.7%	63.8%	23.5%	3,733	12.4%	61.7%	25.9%
					▲ 150	▲ 0.3	▲ 2.1	2.4
須賀地区	3,392	12.1%	59.4%	28.5%	3,269	10.9%	57.9%	31.2%
					▲ 123	▲ 1.2	▲ 1.5	2.7
匝瑳地区	1,423	8.4%	55.9%	35.7%	1,306	7.2%	51.8%	41.0%
					▲ 117	▲ 1.2	▲ 4.1	5.3
豊和地区	1,891	8.3%	55.3%	36.4%	1,737	8.3%	52.6%	39.1%
					▲ 154	▲ 0.0	▲ 2.7	2.7
吉田地区	1,104	11.1%	52.0%	37.0%	1,029	10.7%	49.6%	39.7%
					▲ 75	▲ 0.4	▲ 2.4	2.7
飯高地区	1,219	6.6%	59.3%	34.1%	1,114	4.8%	56.5%	38.8%
					▲ 105	▲ 1.8	▲ 2.8	4.7
共興地区	2,433	10.7%	56.8%	32.5%	2,285	8.9%	54.0%	37.1%
					▲ 148	▲ 1.8	▲ 2.8	4.6
平和地区	4,000	13.1%	59.8%	27.1%	3,873	12.5%	56.6%	30.8%
					▲ 127	▲ 0.6	▲ 3.2	3.7
椿海地区	4,187	13.9%	59.6%	26.4%	4,002	12.7%	58.0%	29.3%
					▲ 185	▲ 1.2	▲ 1.6	2.9
野田地区	5,312	10.9%	58.0%	31.1%	4,957	9.7%	55.4%	34.9%
					▲ 355	▲ 1.2	▲ 2.6	3.8
栄地区	3,568	10.2%	59.8%	30.0%	3,372	9.1%	56.0%	34.8%
					▲ 196	▲ 1.1	▲ 3.8	4.8

資料: 住民基本台帳(各年3月31日現在)

(2) 地区別の世帯数と世帯構成

地区別の世帯数は、中央地区が 2,469 世帯で最も多く、吉田地区が 401 世帯で最も少なくなっています。

平成 27 年と比較すると、8 地区で増加し、4 地区で減少しています。

1 世帯あたり人員数は、共興地区が 2.70 人で最も多く、飯高地区が 2.26 人で最も少なくなっています。

平成 27 年と比較すると、すべての地区で減少しています。

図表－１０ 地区別の世帯数と世帯構成員の推移

(単位:世帯、人)

	平成27年			平成31年					
	世帯数	世帯構成員	1世帯あたり人員数	世帯数		世帯構成員		1世帯あたり人員数	
中央地区	2,520	6,159	2.44	2,469	▲51	5,749	▲410	2.33	▲0.12
豊栄地区	1,555	3,883	2.50	1,609	54	3,773	▲110	2.34	▲0.15
須賀地区	1,244	3,392	2.73	1,278	34	3,269	▲123	2.56	▲0.17
匝瑳地区	506	1,423	2.81	505	▲1	1,306	▲117	2.59	▲0.23
豊和地区	665	1,891	2.84	651	▲14	1,737	▲154	2.67	▲0.18
吉田地区	391	1,104	2.82	401	10	1,029	▲75	2.57	▲0.26
飯高地区	503	1,219	2.42	493	▲10	1,114	▲105	2.26	▲0.16
共興地区	843	2,433	2.89	846	3	2,285	▲148	2.70	▲0.19
平和地区	1,451	4,000	2.76	1,491	40	3,873	▲127	2.60	▲0.16
椿海地区	1,545	4,187	2.71	1,561	16	4,002	▲185	2.56	▲0.15
野田地区	1,919	5,312	2.77	1,935	16	4,957	▲355	2.56	▲0.21
栄地区	1,296	3,568	2.75	1,326	30	3,372	▲196	2.54	▲0.21

資料:住民基本台帳(各年3月31日現在)

第2節 地域福祉の現状

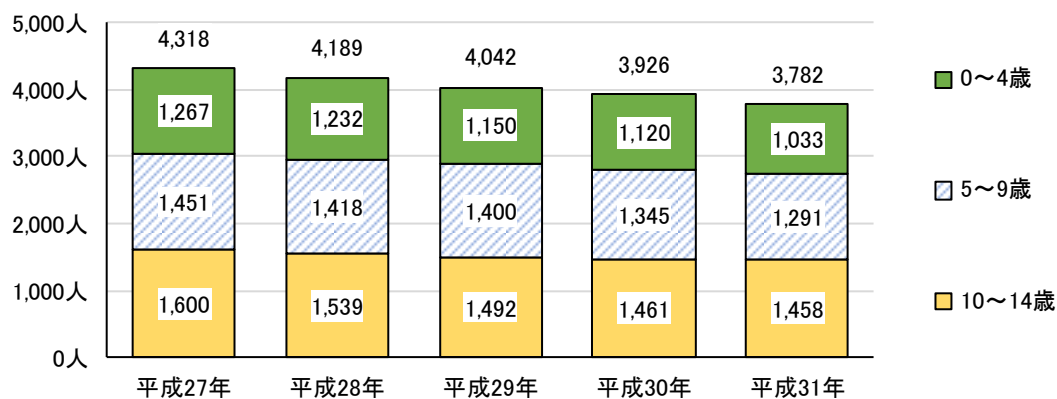
1 子どもの状況

15歳未満の年少人口は減少傾向にあります。加えて、出生数も年々減少しており、平成29年には200人を下回り、平成31年には159人となっています。

年齢区分別にみると、0～4歳の割合が最も少なくなっています。

また、死亡数が出生数を上回っていることから、自然増減においてはマイナスとなっており、少子化による人口減少が示されています。

図表－1 1 子どもの年齢区分別人口の推移



資料：住民基本台帳（各年3月31日現在）

図表－1 2 出生数と自然動態の推移

（単位：人）

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
出生	236	204	191	142	159
男児	131	121	102	85	87
女児	105	83	89	57	72
死亡	540	522	544	564	526
自然増減	▲ 304	▲ 318	▲ 353	▲ 422	▲ 367

資料：住民基本台帳（各年3月31日現在）

2 障がい者の状況

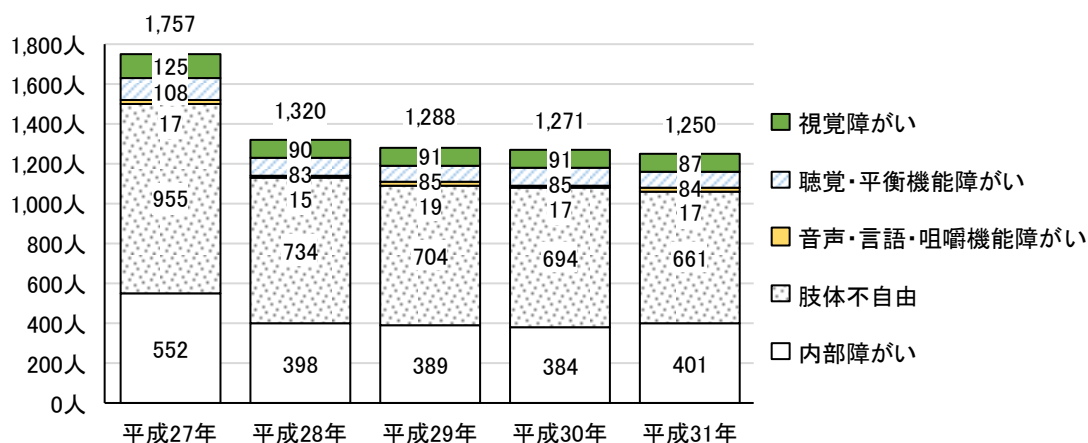
(1) 身体障害者手帳所持者の状況

身体障害者手帳所持者は、年々減少しており、平成31年には1,250人となっています。

障がいの種類別にみると、肢体不自由が過半数を占め、最も多く、次いで、内部障がいが3割強で推移しています。

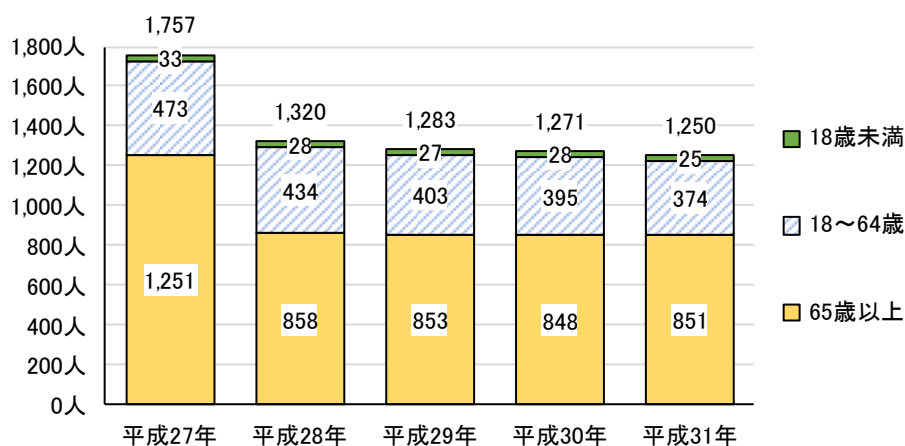
年齢別にみると、65歳以上が7割弱を占めています。

図表－13 身体障害者手帳所持者（障がいの種類別）の推移



資料：市福祉課（各年3月31日現在）

図表－14 身体障害者手帳所持者（年齢別）の推移



資料：市福祉課（各年3月31日現在）

※平成28年から身体障害者手帳所持者の算出方法が変更されました。

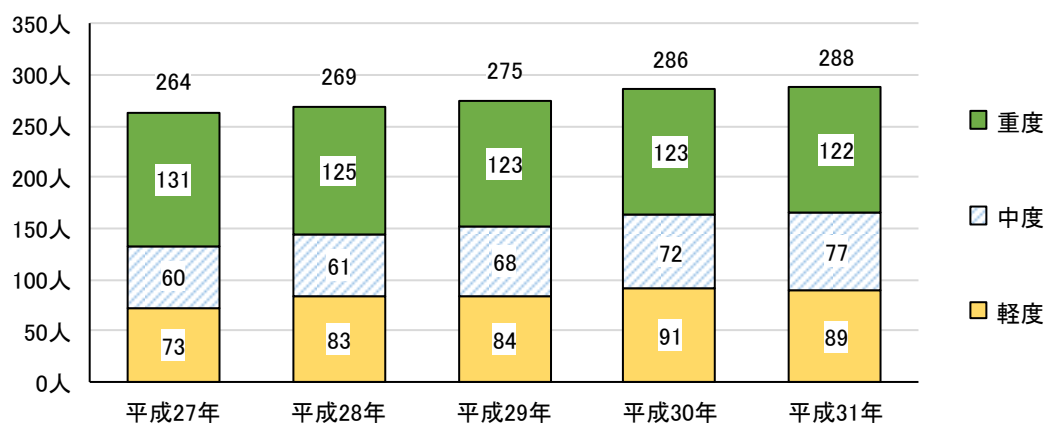
(2) 療育手帳所持者の状況

療育手帳所持者は、年々増加しており、平成31年には288人となっています。

障がいの程度でみると、重度が最も多く、近年は120人台で推移しています。中度は最も少ないものの、年々増加している状況です。

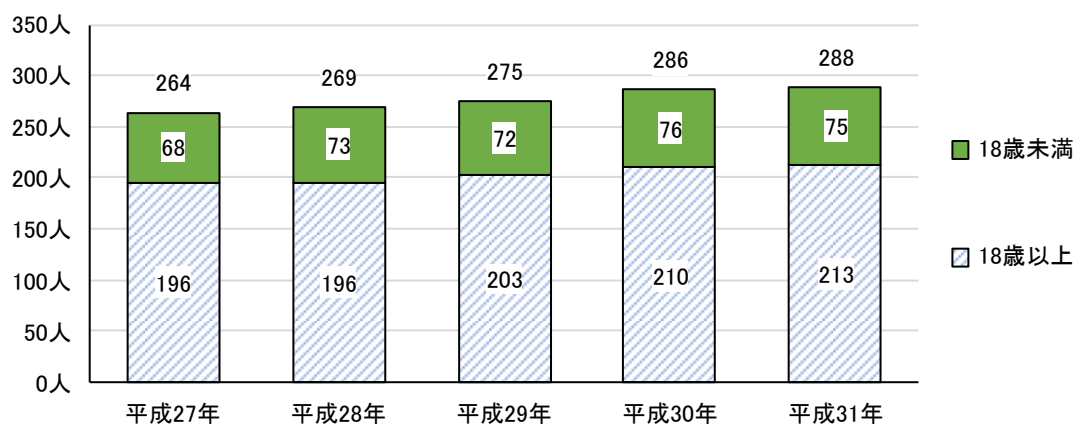
年齢別でみると、18歳以上が7割強を占めています。

図表－15 療育手帳所持者数（障がいの程度別）の推移



資料：市福祉課（各年3月31日現在）

図表－16 療育手帳所持者数（年齢別）の推移



資料：市福祉課（各年3月31日現在）

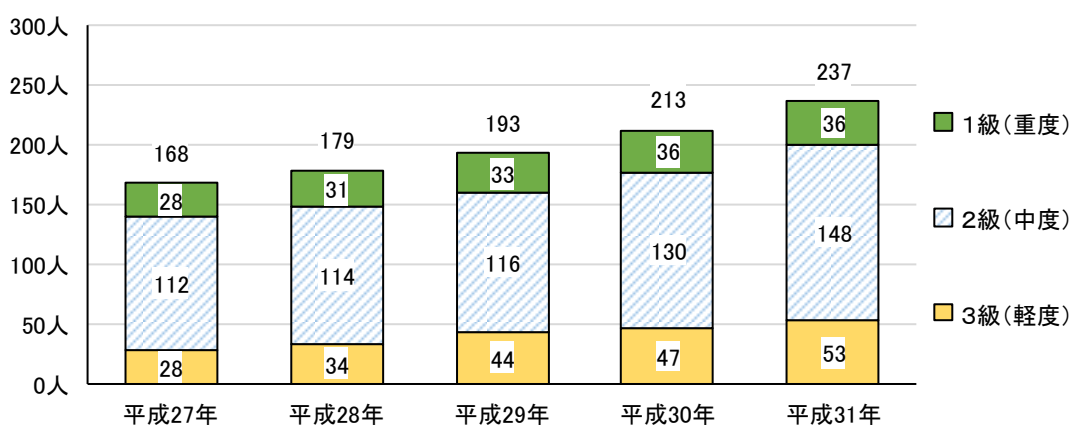
(3) 精神障害者保健福祉手帳所持者等の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者は、年々増加しており、平成31年には237人となっています。

等級別にみると、いずれの等級においても年々増加しており、2級（中度）が最も多く6割強を占めています。

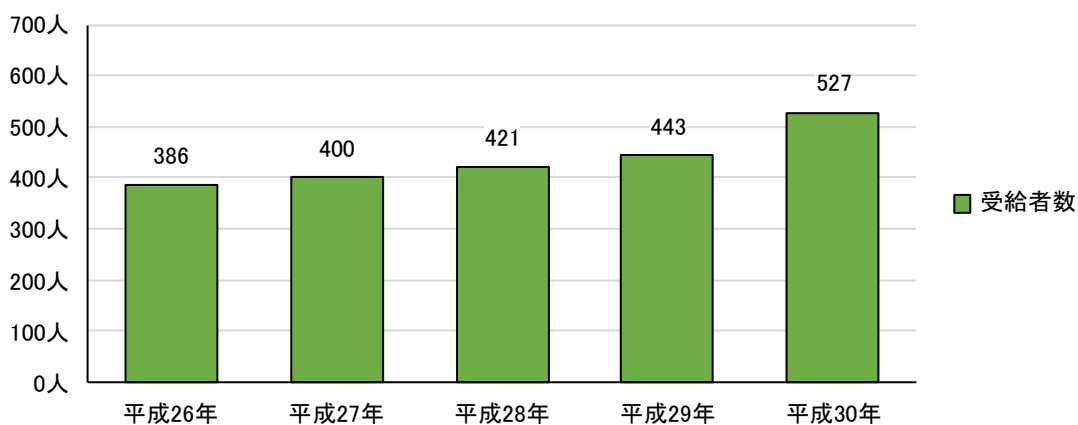
自立支援医療（精神通院医療）受給者数も、年々増加しており、平成30年には527人となっています。

図表－17 精神障害者保健福祉手帳所持者数（障がいの程度別）の推移



資料：市福祉課(各年3月31日現在)

図表－18 自立支援医療（精神通院医療）受給者数の推移



資料：海匝健康福祉センター事業年報

3 高齢者の状況

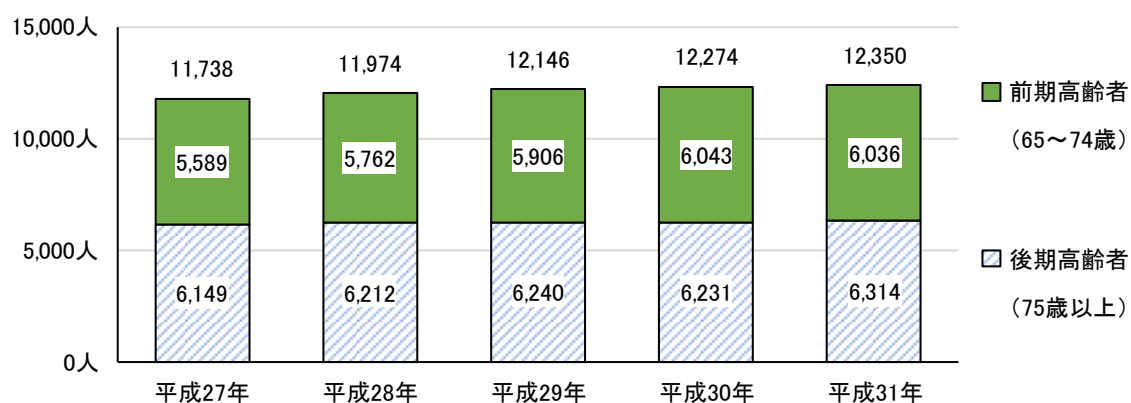
(1) 高齢者数の推移

高齢者数は、年々増加しており、平成31年には12,350人となっています。

前期・後期の2区分でみると、平成30年まではともに年々増加していましたが、65歳～74歳の前期高齢者は平成30年から平成31年にかけて減少に転じています。

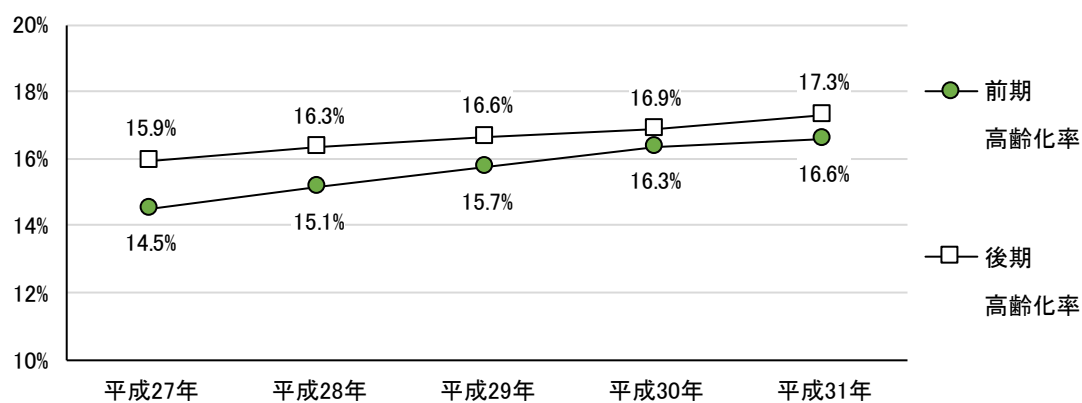
一方で75歳以上の後期高齢者は増加を続けており、総人口に占める割合も前期高齢者との差が縮まってきています。

図表－19 高齢者数の推移



資料：住民基本台帳(各年3月31日現在)

図表－20 前期高齢化率と後期高齢化率の推移

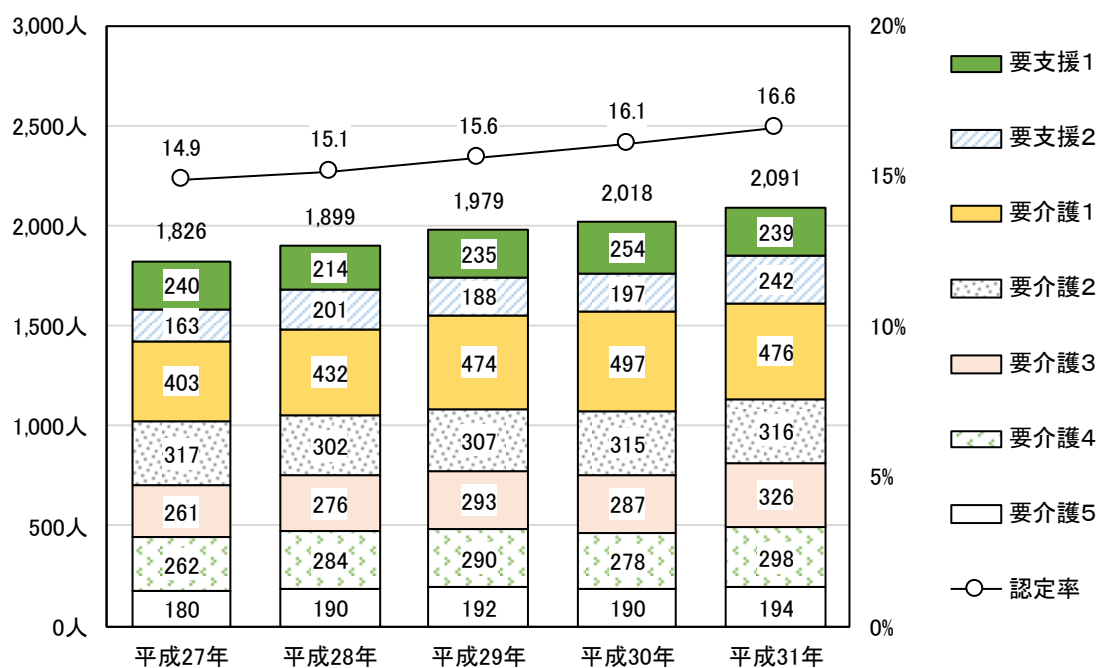


資料：住民基本台帳(各年3月31日現在)

(2) 要介護（要支援）認定者の状況

要介護（要支援）認定者は、年々増加しており、平成31年には2,091人となっています。認定率も認定者の増加に伴って増加を続けており、平成31年は16.6%となっています。

図表－2 1 要介護（要支援）認定者の状況

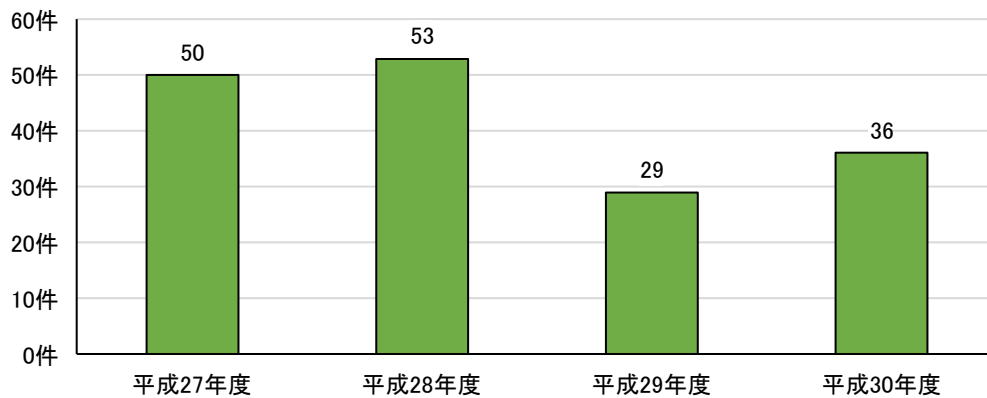


資料：介護保険事業状況報告（各年3月31日現在）

4 生活困窮の状況

平成 27 年4月から生活困窮者自立支援法が施行されたことに伴い、市社協において生活困窮者自立支援事業（匝瑳市委託事業）を実施しており、各年度の実績は次の通りです。

図表－2 2 相談件数の推移



資料：市社会福祉協議会（各年度末現在）

5 ボランティアの状況

ボランティアの状況をみると、個人登録者数は平成31年では75人となっています。

登録団体数は平成31年に1団体増加し22団体となっており、団体人員数は391人となっています。

図表－23 ボランティア登録者数の推移

(単位:人、団体)

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
個人登録者数	89	52	51	77	75
団体人員数	329	382	394	380	391
登録団体数	21	21	21	21	22

資料:市社会福祉協議会(各年3月31日現在)

第3節 アンケート調査結果の概要

本調査は、市民の福祉に対する考え方、地域活動への参加状況などの実態を把握するとともに、意見や提言を広く把握し、計画策定に反映していくことを目的として実施しました。

■調査期間

平成 30 年 12 月 17 日（月）～平成 31 年 1 月 7 日（月）

■調査対象

対象者	対象者数
18歳以上の市民	2,000人

■回収結果

配布・回収方法	有効回収数	有効回収率
郵送による配布・回収	715 件	35.8%

■アンケート調査結果の概要を見るにあたっての注意点

- 図表名の【SA】は、単数回答の質問であること、【MA】は、複数回答可の質問であることを表しています。
- 図表中の「n」とは、その設問の回答者数を表しています。
- 調査結果の比率は、設問の回答者数を基数として、小数第2位を四捨五入し、小数第1位までを示しています。そのため、その合計値が 100.0%にならない場合があります。
- 複数回答の設問の場合、回答比率の合計は 100.0%を超える場合があります。
- 図表中「無回答」とあるものは、回答が示されていない、又は回答の判別が困難なものです。
- 図表中または本文中の「前回調査」は、平成 25 年度に実施した第1次計画策定時の調査結果です。

1 福祉について

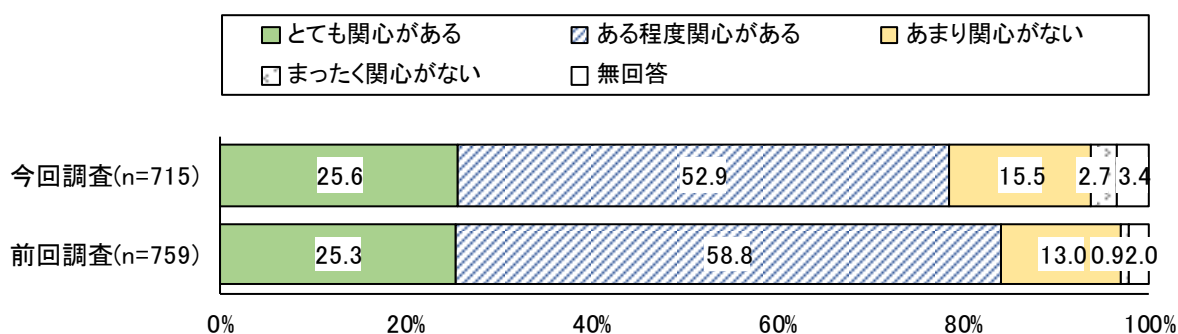
(1) 福祉への関心

福祉への関心について、「とても関心がある」が25.6%、「ある程度関心がある」が52.9%で、全体の78.5%（前回調査84.1%）が福祉への関心を持っています。

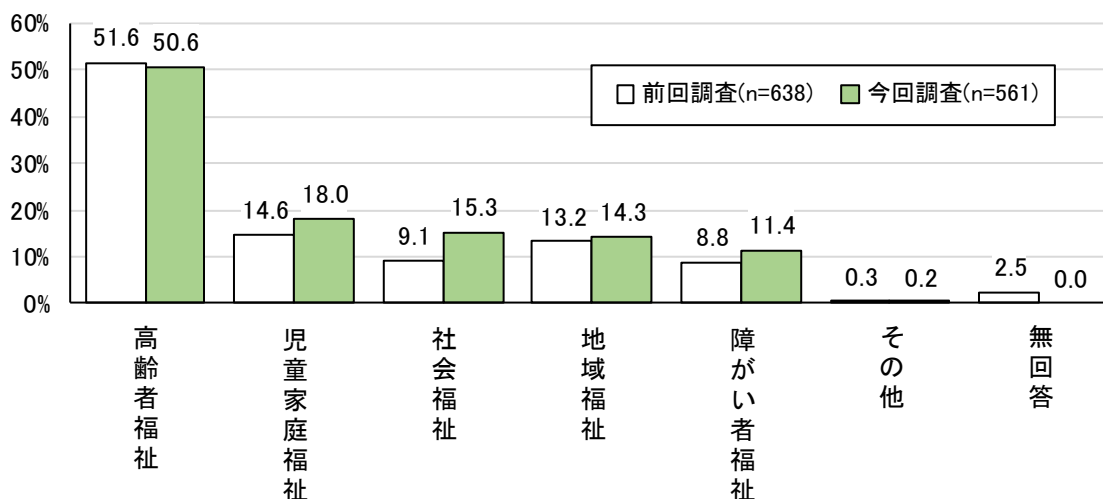
関心のある福祉の分野は、「高齢者福祉」が50.6%で最も多く、次いで、「児童家庭福祉」が18.0%、「社会福祉」が15.3%、「地域福祉」が14.3%、「障がい者福祉」が11.4%となっています。

前回調査と比較すると、「児童家庭福祉」、「社会福祉」、「地域福祉」、「障がい者福祉」は、いずれも割合が増加しています。

図表－24 福祉への関心【SA】



図表－25 関心のある分野【MA】



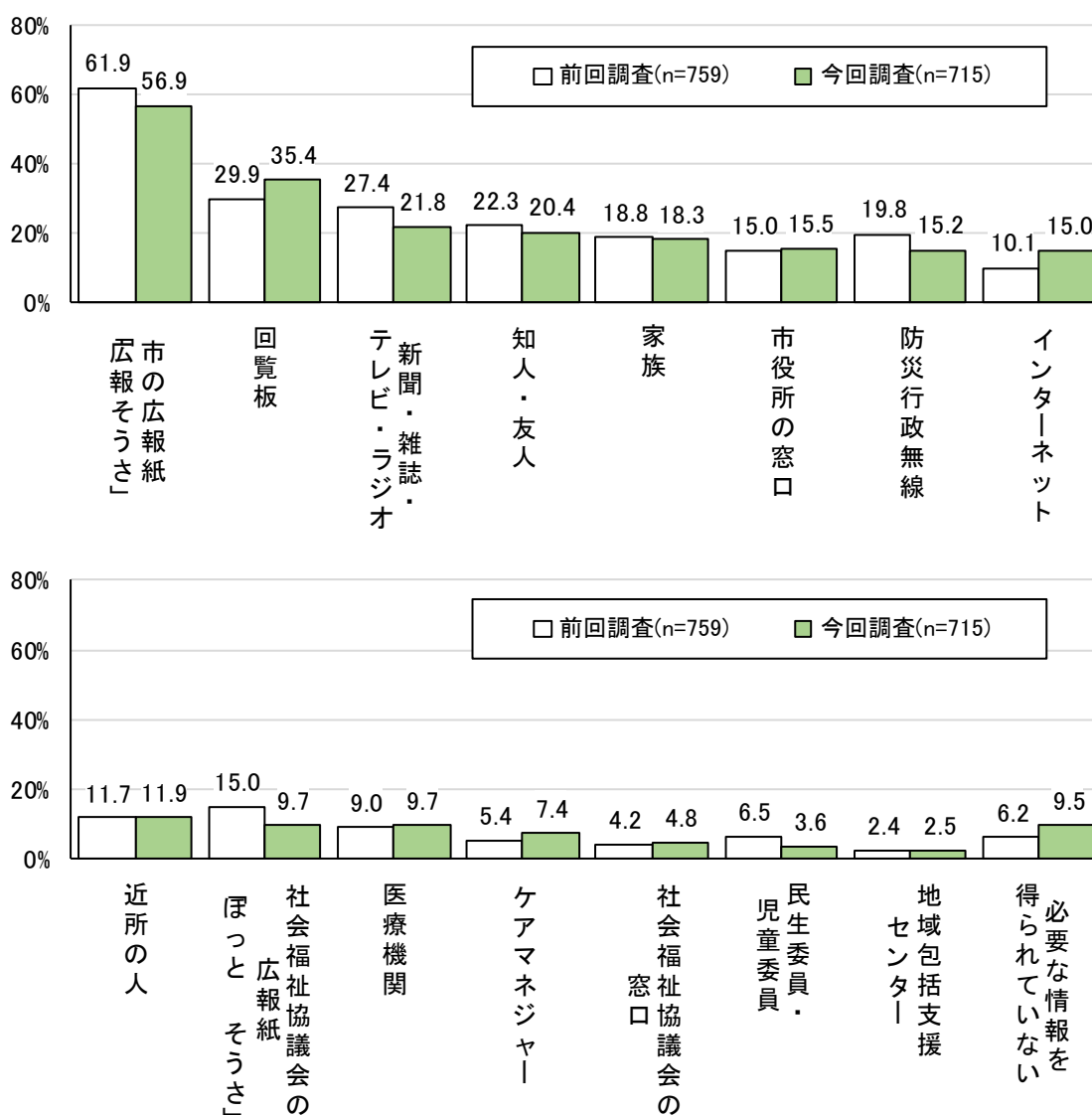
(2) 福祉に関する情報の入手先

福祉に関する情報の入手先は、「市の広報紙「広報そうさ」」が56.9%で最も多く、次いで「回覧板」が35.4%、「新聞・雑誌・テレビ・ラジオ」が21.8%、「知人・友人」が20.4%と続いています。

前回調査と比較すると、「市の広報紙「広報そうさ」」は5.0ポイント減少していますが、引き続き過半数が情報入手手段としています。また、「回覧板」は5.5ポイント増加、「インターネット」は4.9ポイント増加しています。

なお、9.5%が「必要な情報を得られていない」と回答しており、前回調査から3.3ポイント増加しています。

図表－26 福祉に関する情報の入手先【MA】（上位16位）

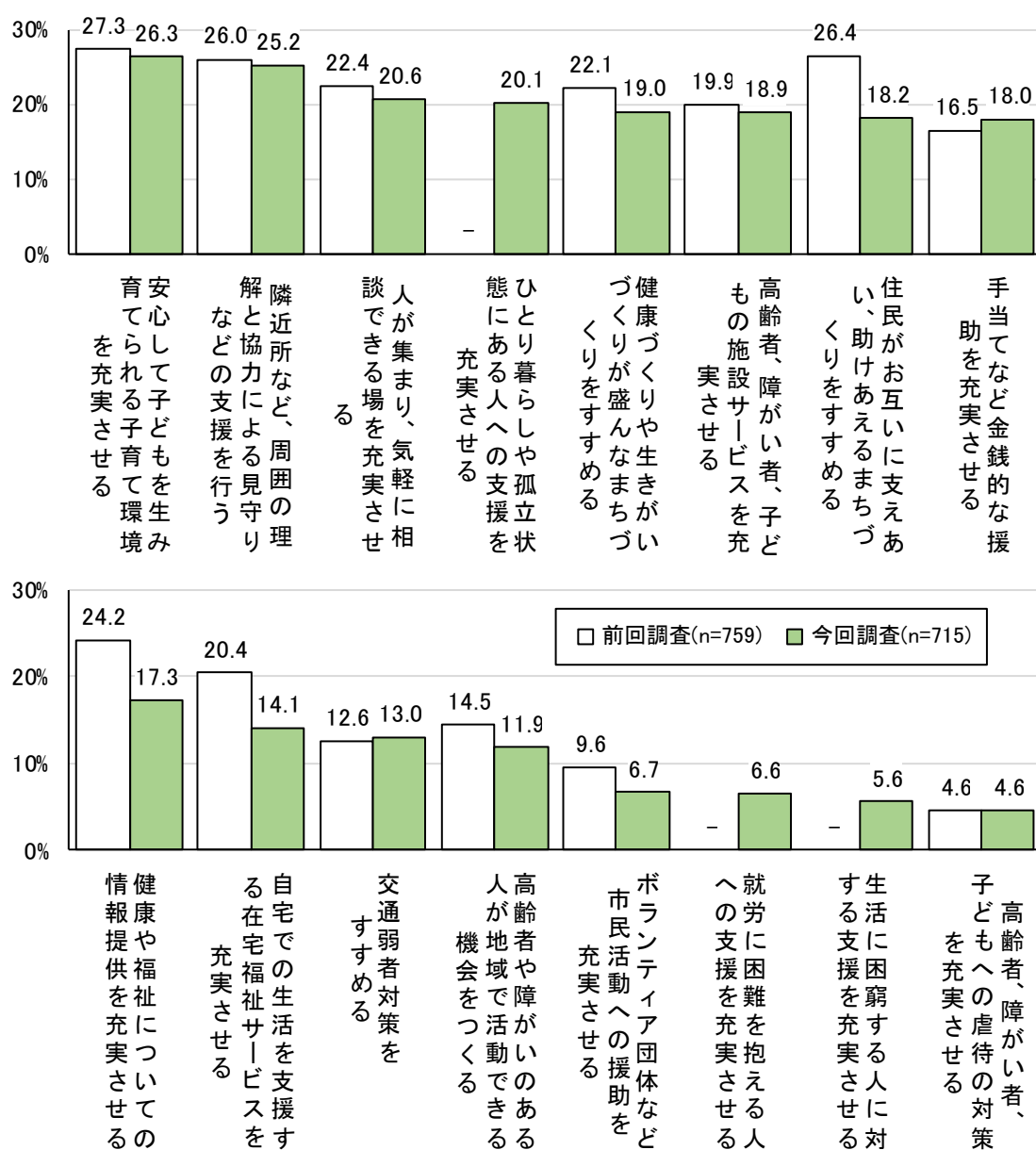


(3) 福祉施策を充実するために重要な取組

福祉施策を充実するために重要な取組は、「安心して子どもを生み育てられる子育て環境を充実させる」が26.3%で最も多く、次いで「隣近所など、周囲の理解と協力による見守りなどの支援を行う」が25.2%、「人が集まり、気軽に相談できる場を充実させる」が20.6%となっています。

前回調査と比較すると、全体的に割合が低くなっていますが、今回から新たに加えた「ひとり暮らしや孤立状態にある人への支援を充実させる」は20.1%で第4位となっています。

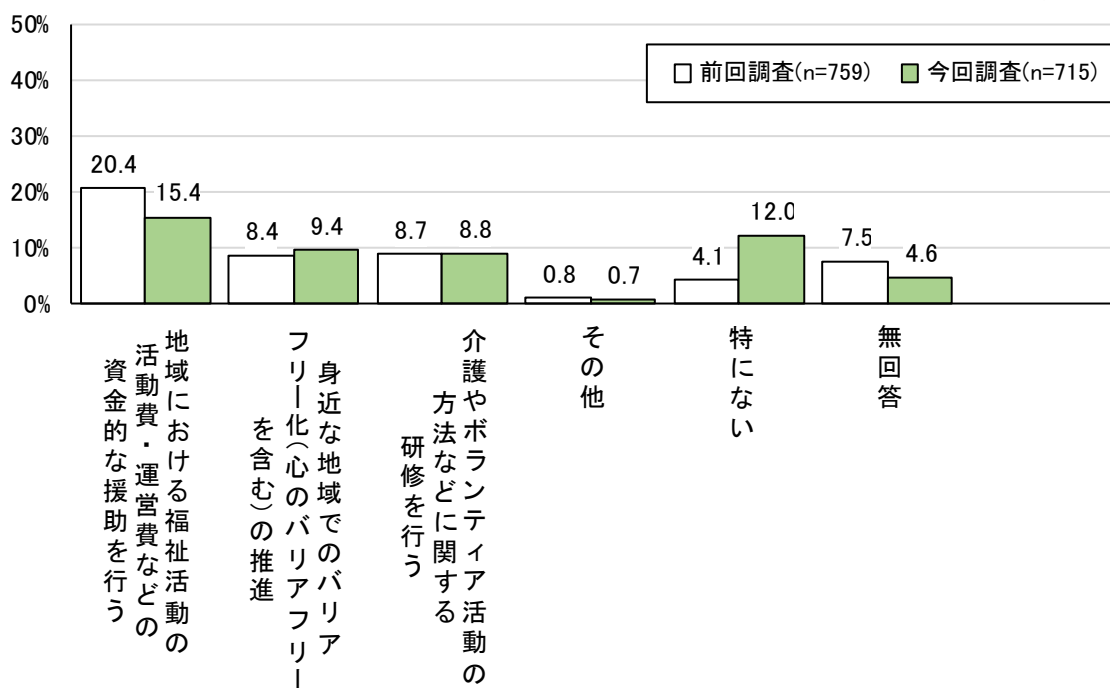
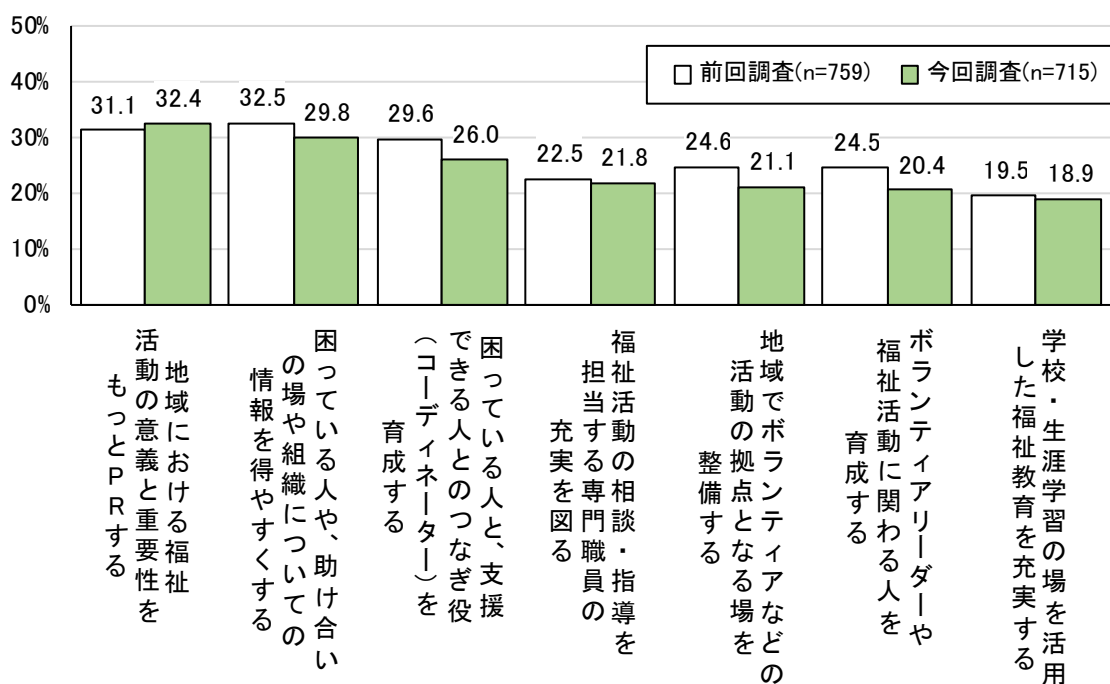
図表－27 福祉施策を充実するために重要な取組【MA】（上位16位）



(4) 地域における支え合い、助け合い活動に重要なこと

地域における支え合い、助け合い活動に重要なことは、「地域における福祉活動の意義と重要性をもっとPRする」が32.4%で最も多く、次いで「困っている人や、助け合いの場や組織についての情報を得やすくする」が29.8%、「困っている人と、支援できる人とのつなぎ役（コーディネーター）を育成する」が26.0%となっています。

図表－28 地域における支え合い、助け合い活動に重要なこと【MA】



2 地域での活動について

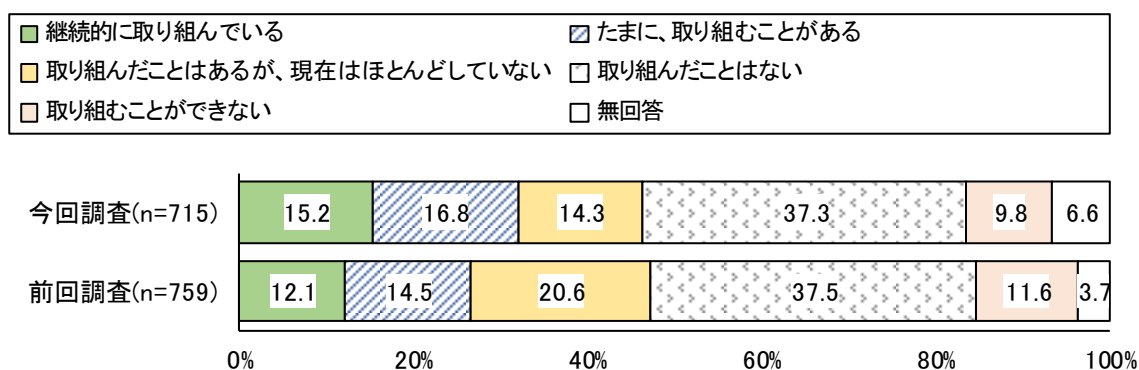
(1) 地域活動やボランティア活動等への取組状況

地域活動やボランティア活動等への取組状況について、「取り組んだことはない」が37.3%で最も多く、次いで「たまに、取り組むことがある」が16.8%、「継続的に取り組んでいる」が15.2%となっています。

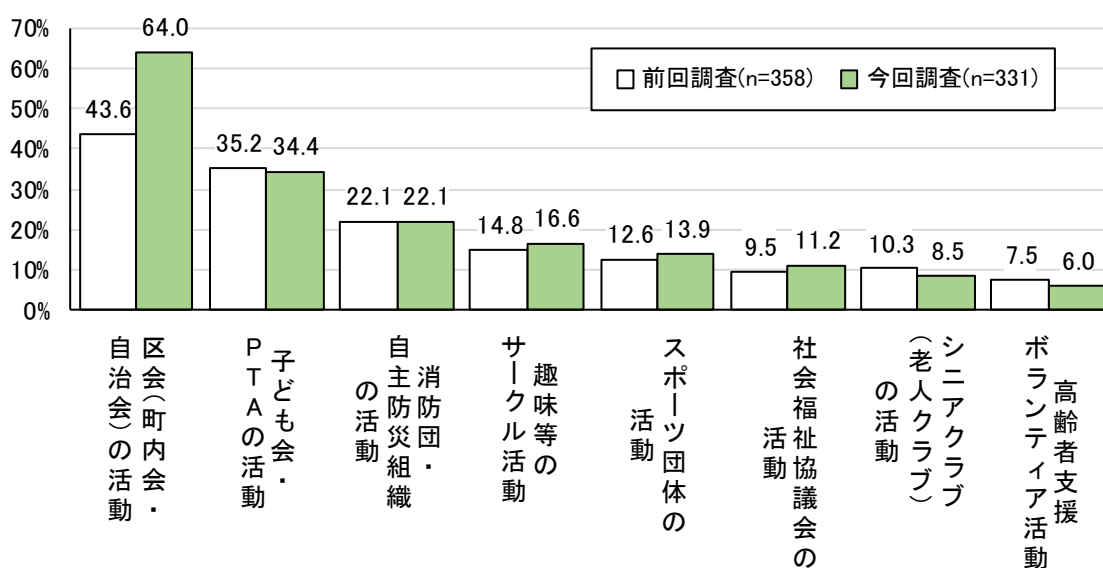
「継続的に取り組んでいる」と「たまに、取り組むことがある」を合わせると32.0%となっており、前回調査と比較すると、5.4ポイント増加しています。

活動内容は、「区会（町内会・自治会）の活動」が64.0%で最も多く、前回調査から20.4ポイント増加しています。

図表－29 地域活動やボランティア活動等への取組状況【SA】



図表－30 活動内容【MA】（上位8位）



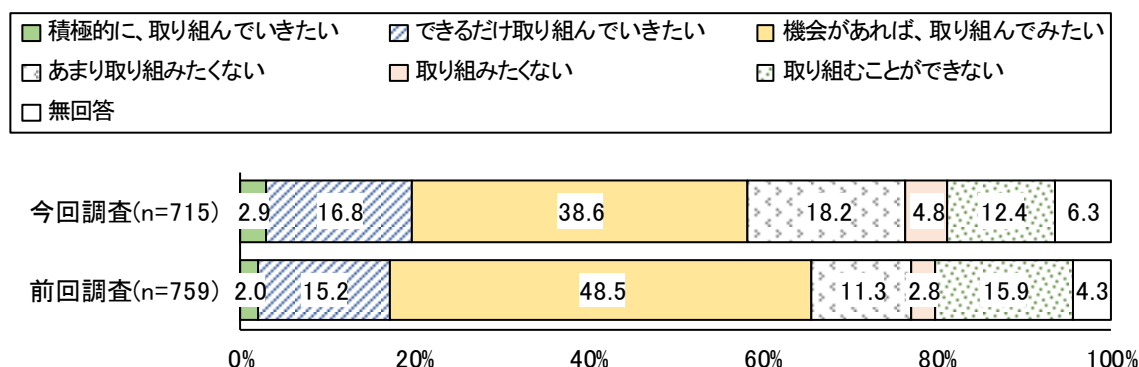
(2) 地域活動やボランティア活動等への参加意向

地域活動やボランティア活動等への参加意向について、「機会があれば、取り組んでみたい」が38.6%で最も多く、次いで「あまり取り組みたくない」が18.2%、「できるだけ取り組んでいきたい」が16.8%となっています。

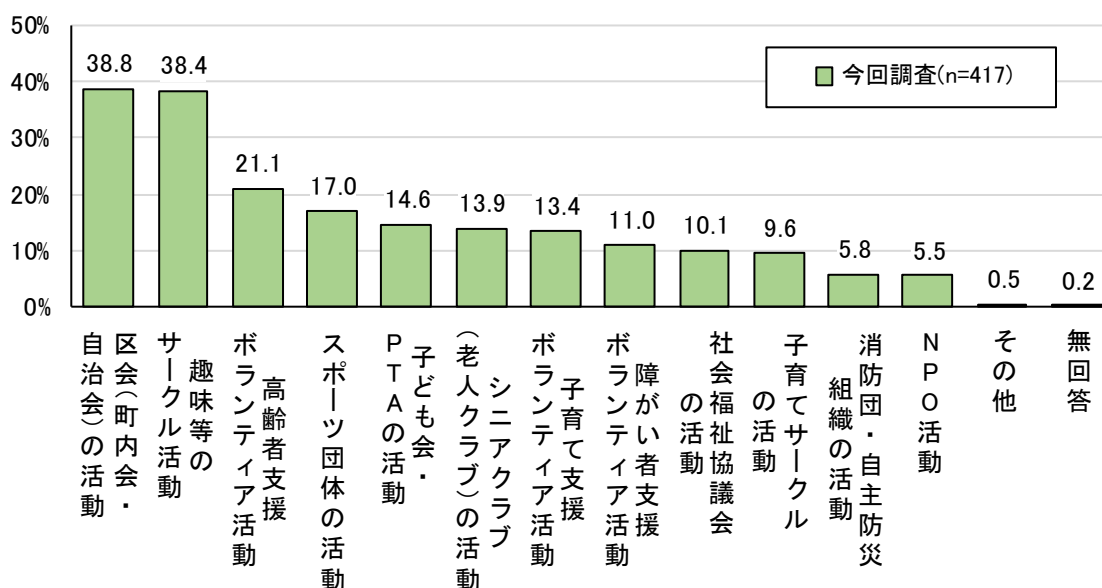
前回調査と比較すると、「機会があれば、取り組んでみたい」が9.9ポイント減少し、「あまり取り組みたくない」が6.9ポイント増加しています。

参加したい活動は、「区会（町内会・自治会）の活動」が38.8%で最も多く、次いで「趣味等のサークル活動」が38.4%、「高齢者支援ボランティア活動」が21.1%となっています。

図表－3 1 地域活動やボランティア活動等への参加意向【SA】



図表－3 2 参加したい活動【MA】

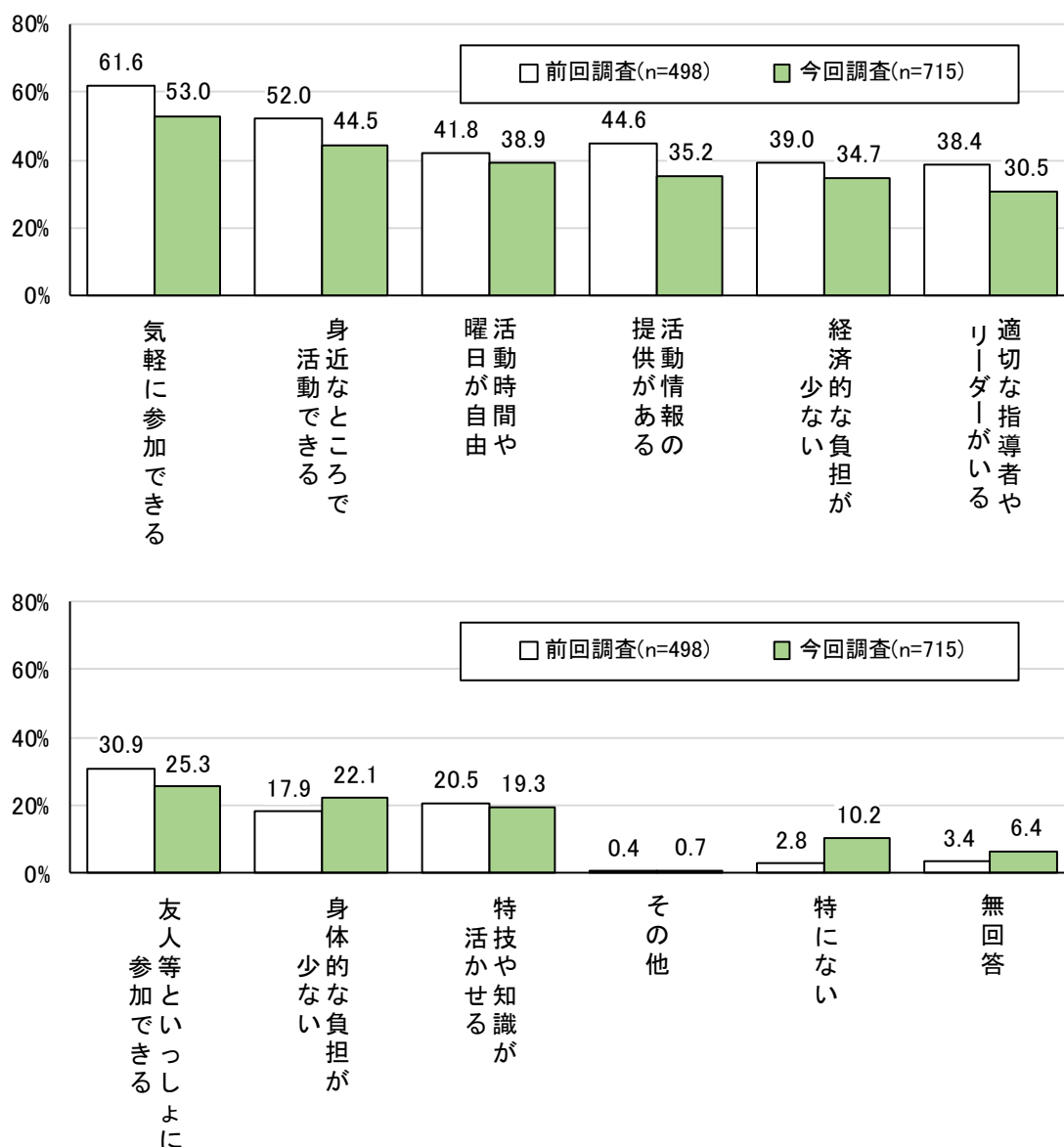


(3) ボランティア活動を活発にするには

ボランティア活動を活発にするには、「気軽に参加できる」が53.0%で最も多く、次いで「身近なところで活動できる」が44.5%、「活動時間や曜日が自由」が38.9%、「活動情報の提供がある」が35.2%、「経済的な負担が少ない」が34.7%、「適切な指導者やリーダーがいる」が30.5%と続いています。

前回調査と比較すると、前回同様「気軽に参加できる」が第1位、「身近なところで活動できる」が第2位となっています。

図表－33 ボランティア活動を活発にするには【MA】



3 地域での生活について

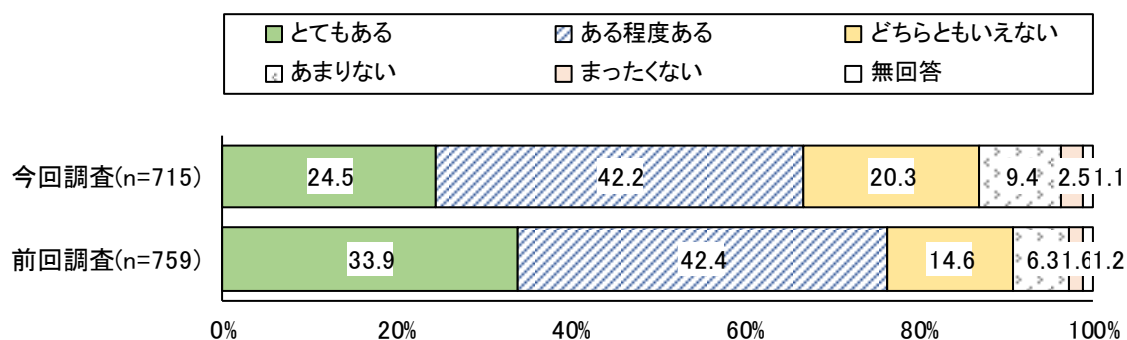
(1) 居住地域への愛着

居住地域への愛着について、「とてもある」が24.5%、「ある程度ある」が42.2%で、合わせると66.7%が居住地域に愛着があると回答しています。

前回調査と比較すると、「とてもある」と「ある程度ある」を合わせた割合が9.6ポイント減少しています。

一方、「あまりない」は9.4%、「まったくない」は2.5%で、合わせると11.9%となり、前回調査から4.0ポイント増加しています。

図表－34 居住地域への愛着【SA】

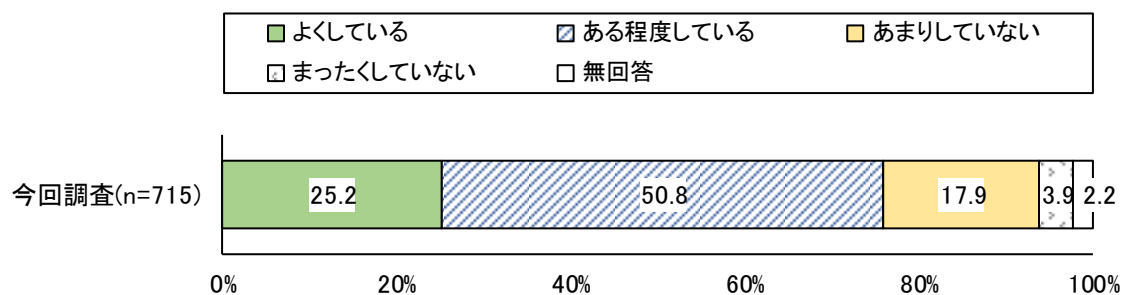


(2) 近所付き合い

近所付き合いについて、「よくしている」が25.2%、「ある程度している」が50.8%で、合わせると76.0%が近所付き合いをしていると回答しています。

一方、「あまりしていない」は17.9%、「まったくしていない」は3.9%で、合わせると21.8%となっています。

図表－35 近所付き合い【SA】

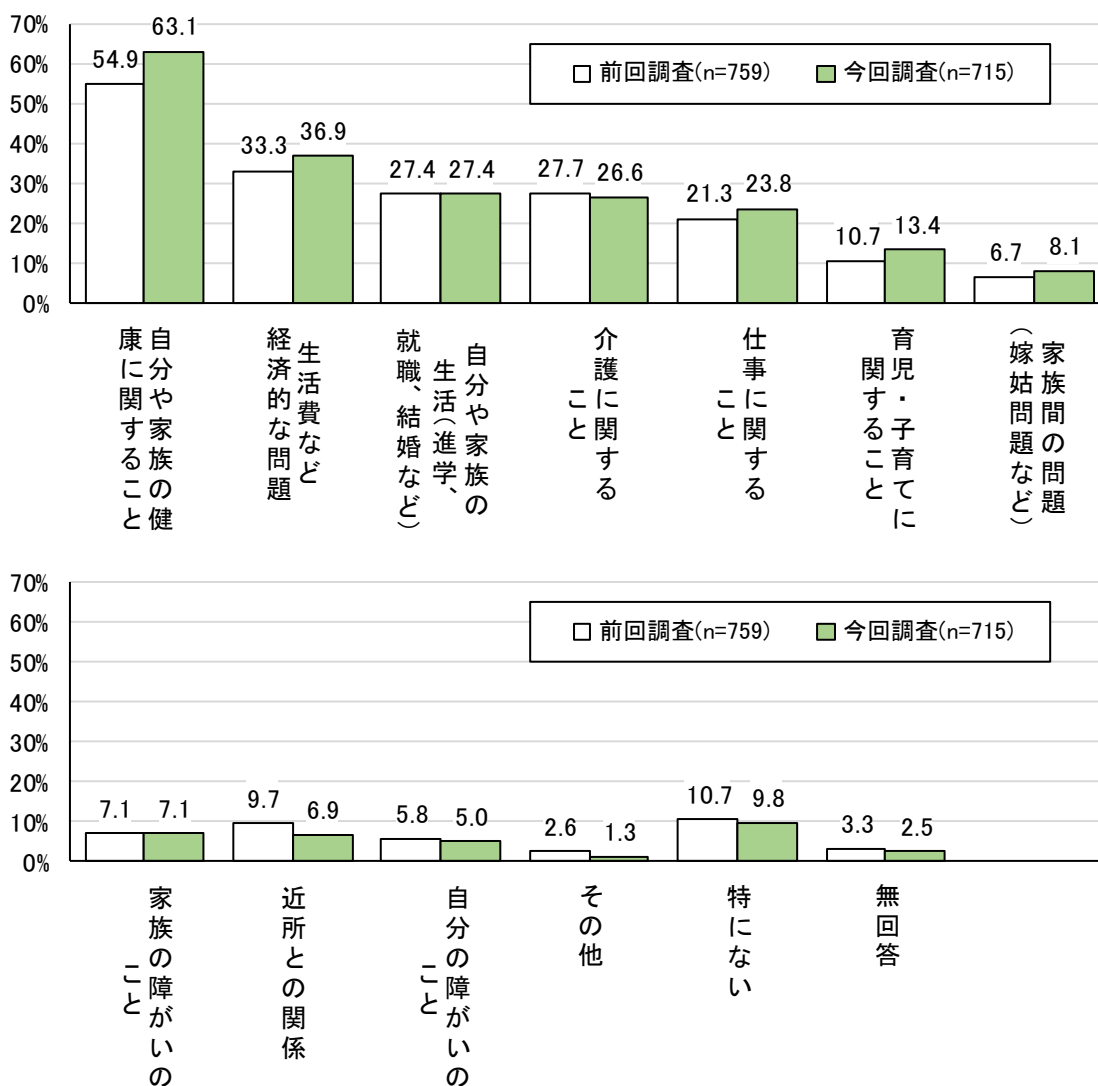


(3) 日々の暮らしの悩みや不安

日々の暮らしの悩みや不安について、「自分や家族の健康に関すること」が 63.1%で最も多く、次いで「生活費など経済的な問題」が 36.9%、「自分や家族の生活」が 27.4%、「介護に関すること」が 26.6%、「仕事に関すること」が 23.8%と続いています。

前回調査と比較すると、上位2位は変わらず、第1位の「自分や家族の健康に関すること」が 8.2 ポイント増加、第2位の「生活費など経済的な問題」は 3.6 ポイント増加しています。

図表－36 日々の暮らしの悩みや不安【MA】



(4) 近所の人にしてほしいこと・近所の人ができること

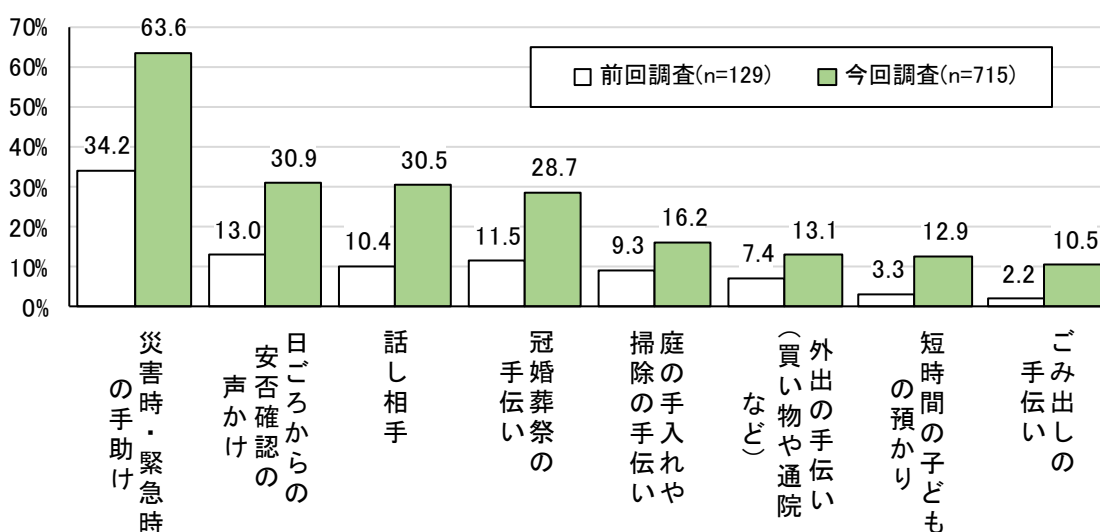
近所の人にしてほしいことは、「災害時・緊急時の手助け」が63.6%で最も多く、次いで「日ごろからの安否確認の声かけ」が30.9%、「話し相手」が30.5%と続いています。

前回調査との比較は、質問形式が異なる（今回は「してほしい」か「必要ない」に○、前回は「必要ない」の選択肢がなく、「してほしい」ことに○）ため参考値とします。

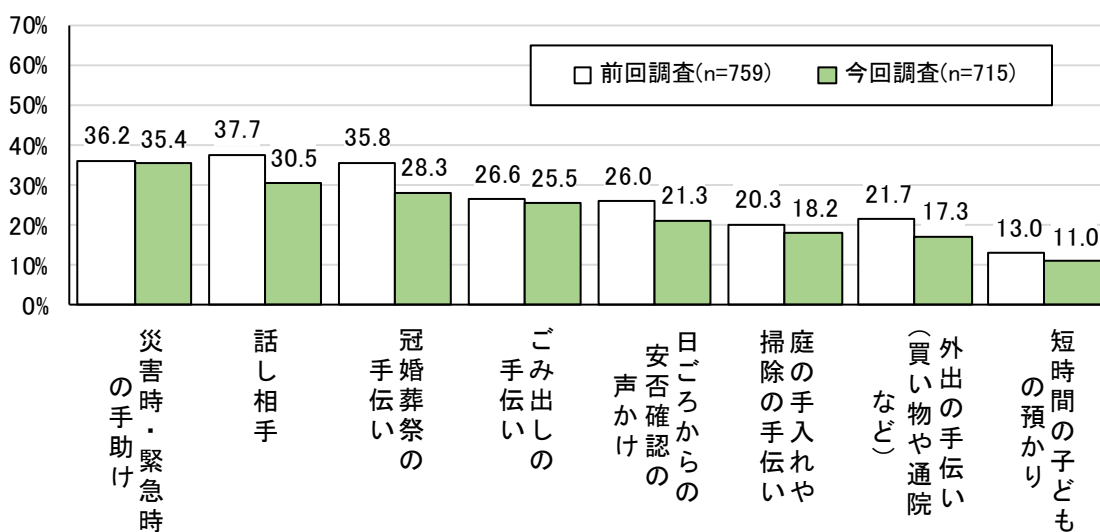
また、近所の人ができることは、「災害時・緊急時の手助け」が35.4%で最も多く、次いで「話し相手」が30.5%、「冠婚葬祭の手伝い」が28.3%と続いています。

前回調査と比較すると、前回第2位の「災害時・緊急時の手助け」が第1位となっています。

図表－37 近所の人にしてほしいこと【SA】（「してほしい」と回答した割合）



図表－38 近所の人ができること【SA】（「できる（している）」と回答した割合）

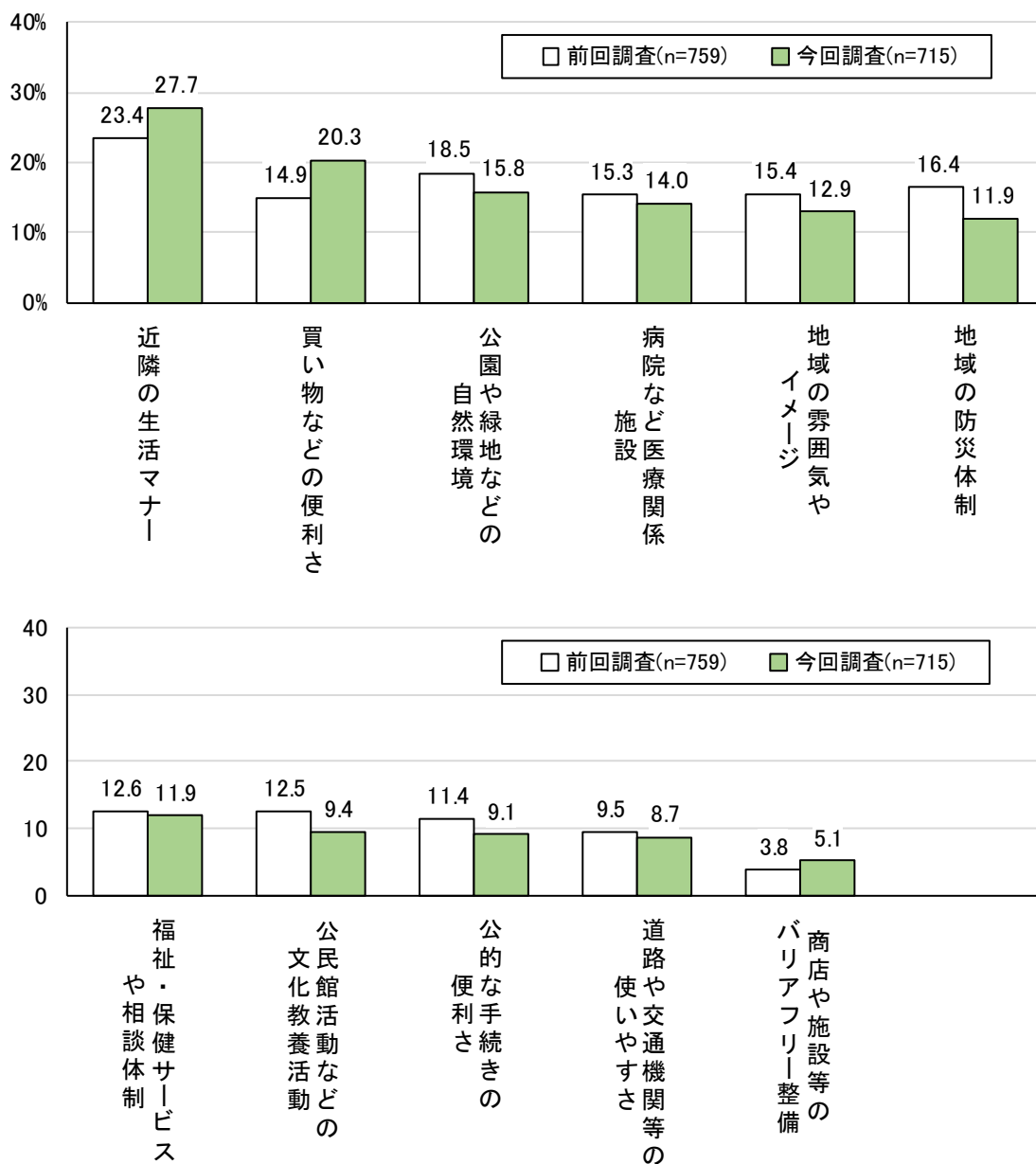


(5) 地域の暮らしやすさ

地域の暮らしやすさについて、満足度（「満足」＋「まあ満足」）が最も高い項目は「近隣の生活マナー」で27.7%となっており、次いで「買い物などの便利さ」が20.3%、「公園や緑地などの自然環境」が15.8%と続いています。

前回調査と比較すると、第1位の「近隣の生活マナー」が4.3ポイント増加、第2位の「買い物などの便利さ」が5.4ポイント増加しています。

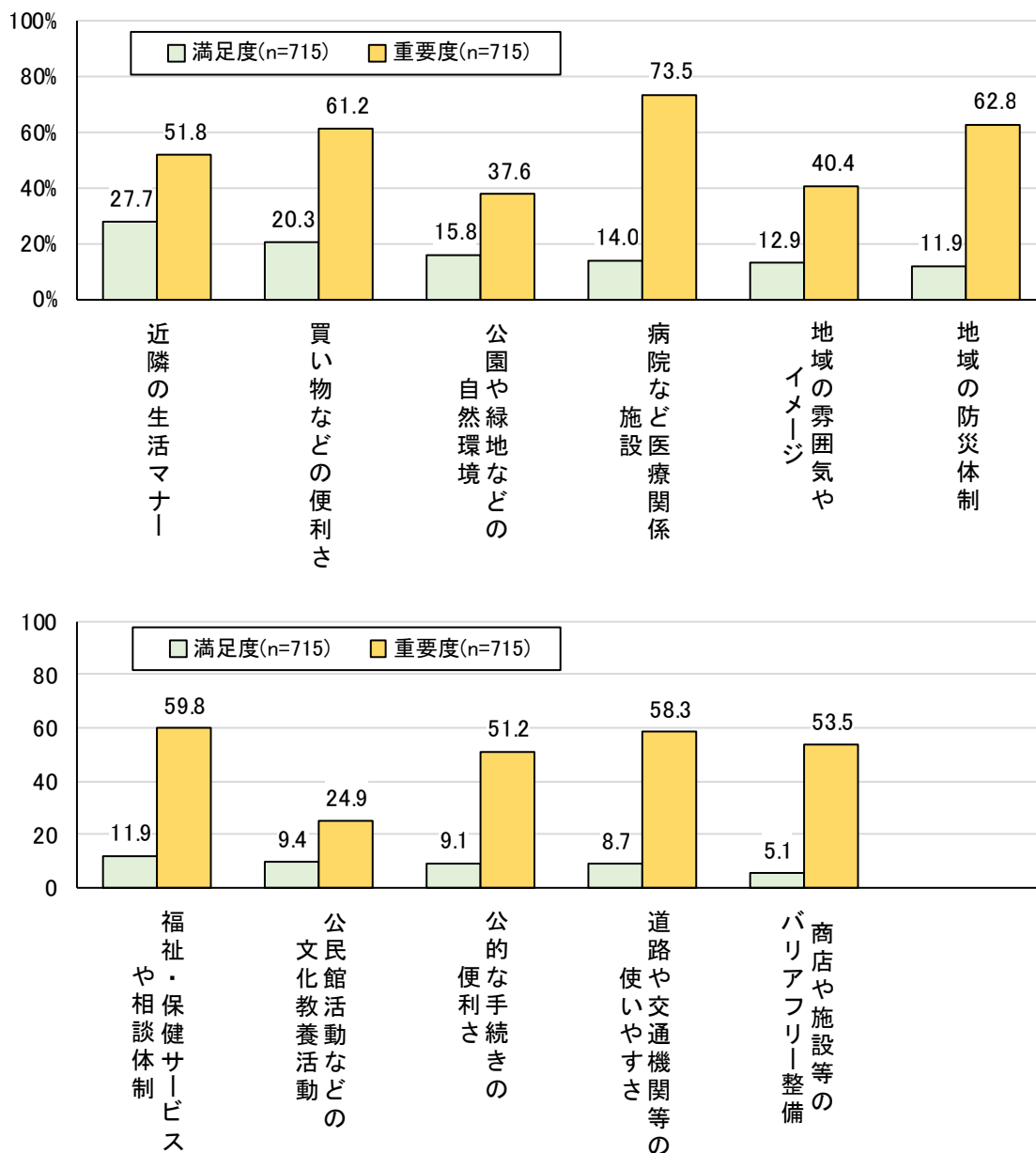
図表－39 地域の暮らしやすさ（満足度）【SA】



地域の暮らしやすさについて、重要度（「重要」＋「まあ重要」）が最も高い項目は「病院など医療関係施設」で73.5%となっており、次いで「地域の防災体制」が62.8%、「買い物などの便利さ」が61.2%と続いています。

満足度が低い「公的な手続きの便利さ」や「道路や交通機関等の使いやすさ」、「商店や施設等のバリアフリー整備」は、いずれも過半数を占めています。

図表－４０ 地域の暮らしやすさ【SA】



4 市社協及び地区社協について

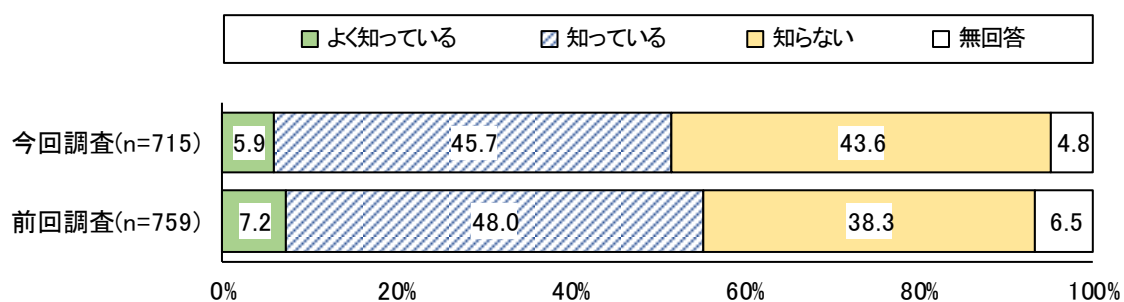
(1) 市社協及び地区社協の認知度

市社協の認知度は、「よく知っている」が 5.9%、「知っている」が 45.7%、「知らない」が 43.6%となっています。

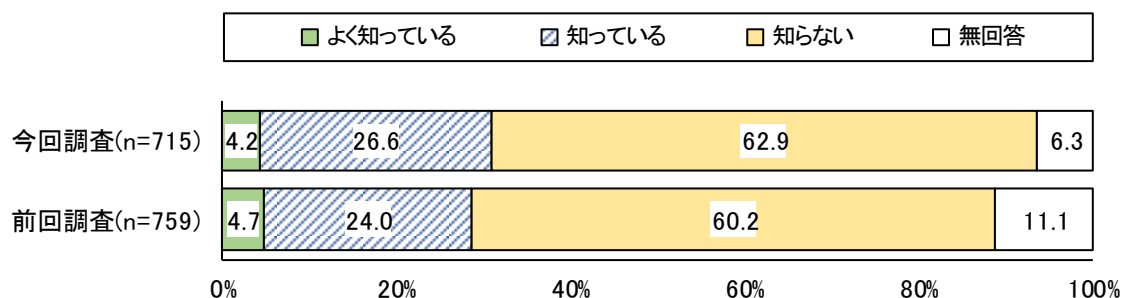
また、地区社協の認知度は、「よく知っている」が 4.2%、「知っている」が 26.6%、「知らない」が 62.9%となっています。

前回調査と比較すると、市社協は「知らない」が 5.3 ポイント増加しています。

図表－4 1 市社協の認知度【SA】



図表－4 2 地区社協の認知度【SA】

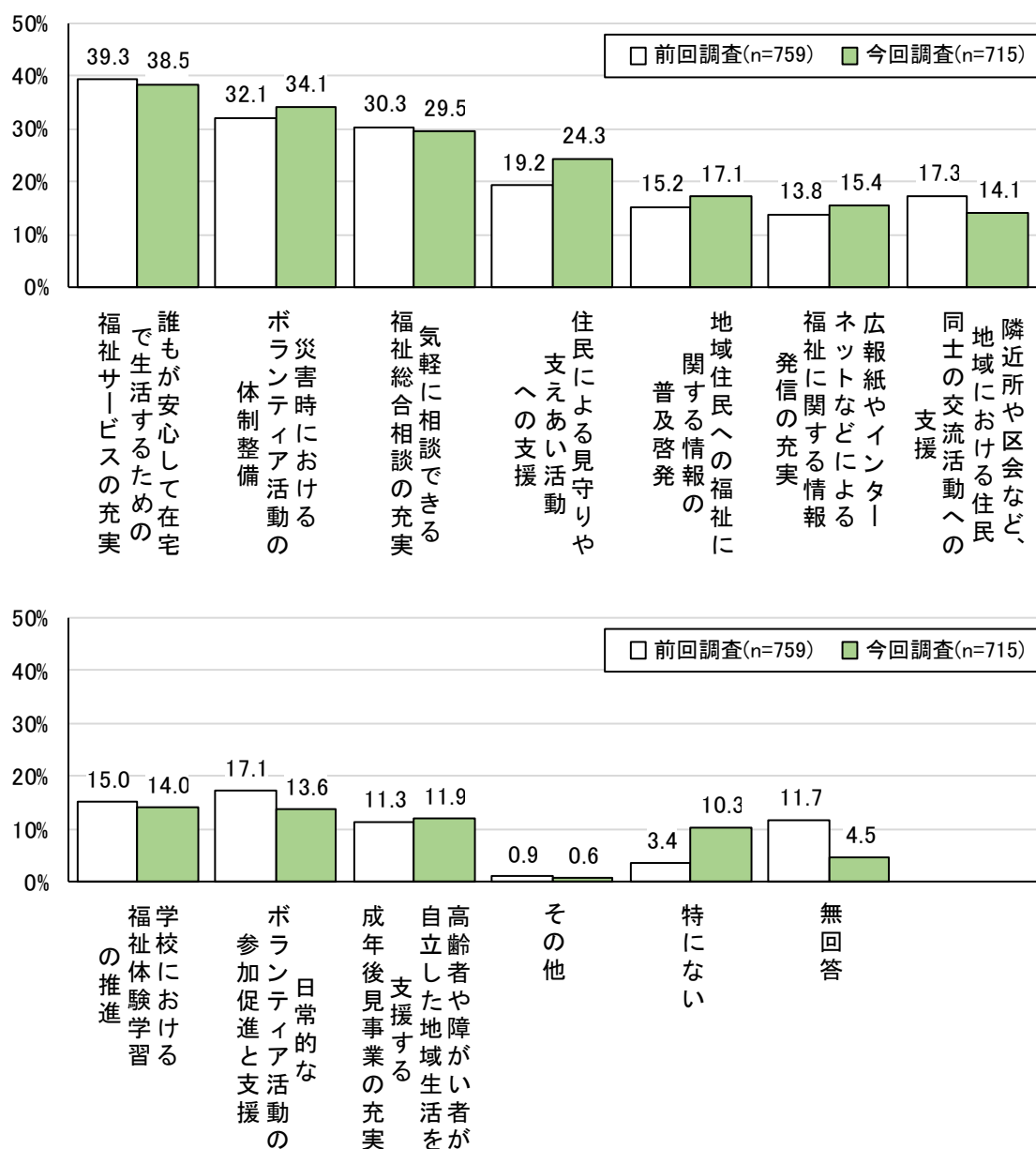


(2) 充実すべき市社協の活動

今後、充実すべき市社協の活動は、「誰もが安心して在宅で生活するための福祉サービスの充実」が38.5%で最も多く、次いで「災害時におけるボランティア活動の体制整備」が34.1%、「気軽に相談できる福祉総合相談の充実」が29.5%、「住民による見守りや支えあい活動への支援」が24.3%と続いています。

前回調査と比較すると、上位4位の順位は変わりませんが、第4位の「住民による見守りや支えあい活動への支援」が5.1ポイント増加しています。

図表－43 充実すべき市社協の活動【MA】



第4節 地域福祉座談会の結果概要

1 地域における支え合い・助け合い

本市では、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯が増加しており、座談会では、頼ることができる家族や知り合いがいないひとり暮らしの高齢者や認知症高齢者等、自ら支援を求めることが困難な高齢者が気になるという意見が多く挙げられていました。

また、軽度だがいざという時に支援が必要な障がい者、経済的に困窮している障がい者なども地域で生活していることが分かりました。

しかし、現状では、家族のつながりや近所付き合いなど、人と人との関わりが薄れ、以前は当然のようにできていた地域での支え合い・助け合いが難しくなるとともに、地域の集まりも少なくなり、担い手も不足しているという現実に向き合っています。

座談会で出された具体的な取組としては、挨拶や普段の声かけ・手伝いや地域での見守り活動や居場所づくり、公的機関や民間企業等が連携した取組、行政による福祉施策の充実などが挙げられています。

2 移動支援

座談会では複数の地区で、歩行や外出に困難を有する高齢者や障がい者が気になるという意見が挙げられていました。今後、団塊の世代が後期高齢者となっていくことで、こうした移動に困難を有する住民の外出支援のニーズは急激に高まっていくことが想定されます。

他にも、近年、大きな社会問題となっている高齢者の運転による交通事故等から、自動車運転免許の返納や自動車の自動運転等も座談会の話題となっていました。

こうしたことから、外出支援の取組として、デマンド型交通や市内循環バスの運行、移動スーパーといったサービス、地域住民による移動支援等が挙げられています。

3 地域の担い手の確保

地域福祉を推進するためには、地域の担い手となる人材の確保・育成が重要です。

しかし、次代の担い手となる世代の参画が少なく、機能不全に陥っている自治会があるなど、深刻な担い手不足となっている地域もあるようです。

座談会で出された具体的な取組としては、同年代または世代間の交流などをきっかけにし、様々な地域活動への参画や地域福祉の理解促進を進めていくことが挙げられています。

また、地域住民の働きかけだけではなく、行政や社協等との連携が必要であり、地域活動への支援や若者のUターンや企業の誘致などまちづくりの視点からの取組も求められています。

第5節 本市の現状からみる主な課題

1 福祉に関する情報提供の充実

アンケート調査によると、福祉に関する情報を市の広報紙や回覧板等から得ている市民が大半を占めていますが、必要な情報を得られていないと回答した市民が前回調査から微増し、全体の1割ほどいることが分かりました。

また、地域における支え合い、助け合い活動に重要なこととして「地域における福祉活動の意義と重要性をもっとPRする」が3割強で最も多く、次いで「困っている人や、助け合いの場や組織についての情報を得やすくする」が3割弱となっており、広報紙や回覧板とともにインターネットや関係機関の窓口等、多様な媒体を活用した情報提供の充実が求められます。

2 安心して暮らせる地域づくりの推進

アンケート調査によると、福祉施策を充実するために重要な取組は「安心して子どもを生み育てられる子育て環境を充実させる」と「隣近所など、周囲の理解と協力による見守りなどの支援を行う」が3割弱、「人が集まり、気軽に相談できる場を充実させる」と、新たに項目を定めた「ひとり暮らしや孤立状態にある人への支援を充実させる」が2割強となっています。

また、近所の人にしてほしいことについて「災害時・緊急時の手助け」が6割強を占め、次いで「日ごろからの安否確認の声かけ」と「話し相手」が3割強となっており、暮らしの安全・安心に関するニーズが高いことが分かります。

本市では、少子高齢化や核家族化が進むとともに、独居世帯やひとり親世帯なども年々増加しており、こうした暮らしの変化や社会構造の変化を踏まえ、地域共生社会の実現に向けた地域づくりを推進することが求められます。

3 身近で参加しやすい地域活動の展開

アンケート調査によると、地域活動やボランティア活動等への取組状況について「取り組んでいる（継続的＋たまに）」のは3割強で前回調査から増加しており、特に「区会の活動」は前回調査の4割強から6割強へと増加しています。

一方で、地域活動やボランティア活動等への参加意向は、前回調査と比較するとやや弱くなっています。ボランティア活動を活発にするには「気軽に参加できる」が5割強で最も多く、次いで「身近なところで活動できる」が4割強、「活動時間や曜日が自由」が4割弱となっており、活動への参加しやすさが求められています。

地域懇談会では、各地域において支援が必要な高齢者や障がい者等の事例が挙げられており、参加したい活動の上位に挙げられている「区会の活動」や「趣味等のサークル活動」をきっかけに、身近な地域で継続的に取り組むことができる活動を展開することが求められます。

4 地域の暮らしやすさの向上

アンケート調査によると、地域の暮らしやすさについて「近隣の生活マナー」や「買い物などの便利さ」、「商店や施設等のバリアフリー整備」は前回調査から満足度が高まっています。逆に医療・福祉・保健に関する項目や道路・交通など、前述の3項目以外は、前回調査から満足度が低くなっており、暮らしやすさの向上に向けた検討が必要です。

特に「病院など医療関係施設」や「地域の防災体制」、「買い物などの便利さ」は今後の重要度が高くなっており、地域での取組はもちろんのこと、福祉的な視点によるまちづくりが求められます。

5 地域との連携・協働による活動の充実

アンケート調査によると、今後充実すべき市社協の活動は「誰もが安心して在宅で生活するための福祉サービスの充実」が4割弱で最も多く、次いで「災害時におけるボランティア活動の体制整備」が3割強、「気軽に相談できる福祉総合相談の充実」が3割弱、「住民による見守りや支えあい活動への支援」が2割強と続いており、普段の生活を支える福祉サービスや相談、緊急時の体制整備が重要視されています。

また、前回調査から最も割合が増加した活動は「住民による見守りや支えあい活動への支援」となっており、地域住民による取組の重要度が高まっていることがうかがえます。

地域福祉座談会では、地域で支援を必要とする市民がいる一方で、深刻な担い手不足になっている地域もあることから、市社協の多様なサービスや活動を充実するとともに、地域と協働し、地域での支え合い・助け合いの文化を築いていくことが求められます。

第3章 計画の基本的な考え方

第1節 計画の基本理念

◇◆基本理念◆◇

住み慣れた地域で 安心して暮らせる地域社会（地域力）の構築

本市では、住民同士の絆や支え合い・助け合いの精神のもとで、誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりの実現をめざし、「住み慣れた地域で 安心して暮らせる地域社会（地域力）の構築」を基本理念とした、地域福祉の推進に取り組んできました。

現在、高齢化や単身世帯の増加、社会的孤立などの影響により、人々が暮らしていくうえでの課題は、様々な分野の課題が絡み合って「複雑化」し、また、個人や世帯において複数の分野にまたがる課題を抱えるなど「複合化」しています。

また、暮らしにおける人と人とのつながりが弱まる中で孤立し、生活に困難を抱えながらも誰にも相談できない、あるいは、適切な支援に結びつかないことなどにより、問題が深刻化しているケースが増えています。

こうした問題に対して、市民が協力して市民相互の連帯感を高め、孤立することなく、お互いを思いやる心を持てるようなまちづくりを市民が主役となって進めていくことが重要です。

さらに、地域住民の理解や参加だけでなく、民生委員・児童委員や事業所、NPO、市など様々な関係機関の効果的な連携による、支え合いや助け合いができる関係づくりが求められます。

本計画の基本理念は、地域福祉の考え方や本市の現状及び課題等を踏まえつつ、市として一貫性のある地域福祉の推進を図るため、これまでの基本理念を継承します。

なお、「第2次匝瑳市総合計画前期基本計画」では、地域福祉の推進について、次のように記載しており、本計画を推進することにより、将来都市像の実現を目指します。

第2次匝瑳市総合計画前期基本計画 施策1－6 地域福祉の推進 施策の大綱

民生委員・児童委員、地域包括支援センターと社会福祉協議会をはじめとした関係機関等と連携し、地域福祉を推進するためのネットワークの強化を図るとともに、地域福祉を支えるボランティア等の人材の確保・育成を推進します。

また、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、様々な人々が交流できる機会及び福祉教育の充実を図り、地域全体で支え合う意識の醸成と相互理解の促進に取り組みます。

第2節 計画の基本方針

本市では、誰もがいきいきと安心して暮らすことのできる地域社会の実現をめざし、地域や地域住民、地域内で活動する各組織・団体の福祉機能の向上を図り、市民が地域での「結びつき」「助け合いや支え合い」といった共助の精神を育むことのできる地域の福祉推進を支援する環境を整備するため、次の5項目を本計画に盛り込むべき方向性として掲げます。

また、方向性を示すにあたっては、本市の総合計画との整合性を図り、「プラン5 課題解決に取り組む「地域力」向上プラン」の達成を目標に、市社協とともに、施策に取り組みます。

基本方針1 地域共生社会の実現

制度・分野ごとに整備された縦割りの福祉サービスや、サービスや支援の支え手・受け手という関係を超えて、他人ごとになりがちな地域づくりを地域住民が自分のこととして主体的に取り組み、人と人、人と資源が世代や分野を超えて丸ごとつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会の実現をめざします。

基本方針2 既存の福祉資源を最大限利用

区会、市社協といった組織や民生委員・児童委員等の制度ボランティアを始めとした市民、団体、さらに事業者と市、それぞれの地域福祉社会構築に向けた役割を明確にし、既存の福祉資源を最大限に活用します。

基本方針3 人材の育成支援

組織化された中において、人材を活用・発掘、さらには組織間で共有し、「団体の人材」ではなく、「地域の人材」の育成を支援します。

基本方針4 福祉コミュニティの支援

本計画においては、本市の地域福祉において主導的な役割を果たしている市社協の特性を十分生かし、市内に11設置されている地区社協を、地域福祉の実施主体として位置付けます。

基本方針5 地域福祉の推進を支える施策の展開

本計画は、「福祉の両輪」を機能させるためにも、市社協とともに地域の福祉を推進していく体制づくりを進め、地区社協を核とした地域福祉の推進体制の構築をめざすとともに、将来的な地域の福祉力の育成・向上を図ります。

第3節 計画の基本目標

本市の現状及び課題等を踏まえ、「住み慣れた地域で安心して暮らせる地域社会（地域力）の構築」の実現に効果的に取り組むため、本計画においては、以下の5つの基本目標を掲げ、施策を分類し、体系化しました。

基本目標1 多様なニーズに応じた情報提供のできるまち

本市では、相談・広報活動を通して、市民の福祉に対する意識の高揚、市民同士の支え合いや助け合い活動が継続的に行われる仕組みづくりに努めます。

基本目標2 福祉活動が活発で参加しやすいまち

本市では、福祉教育を通して、市民一人ひとりの福祉知識・技能の向上を図るとともに学習・体験機会の創出に努めます。

また、市内で活動する福祉団体やボランティア等組織の運営・活動を支援し、住民の地域活動に対する支援等のほか、市民が生きがいを感じることでできる組織づくりを支援します。

基本目標3 誰もが安心して暮らせるまち

本市では、高齢者や障がい者の在宅生活の支援や子育て支援、生活困窮者の自立支援等、市民の生活を包括的に支えるための多様な福祉ニーズに応える事業を推進します。

また、市民一人ひとりが、心身ともに健康で健全な生活を営むことができるよう、医療・保健環境の整備や人権擁護を推進します。

基本目標4 誰にとっても暮らしやすいまち

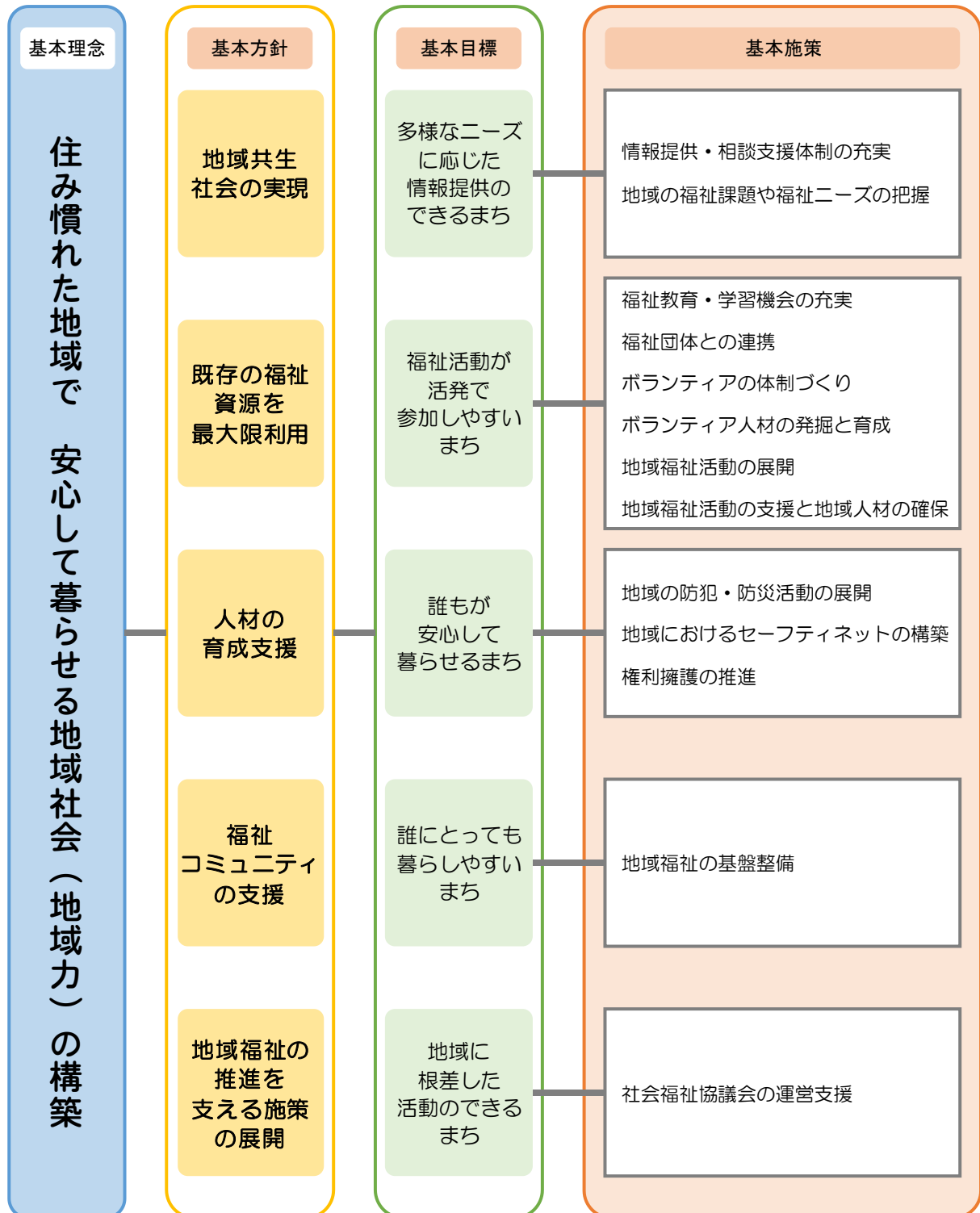
本市では、バリアフリー環境の整備に取り組み、地域の福祉拠点としての施設整備や市民の外出を促進するための移動支援に取り組みます。

また、高齢者や障がい者等への買物支援策の充実を図ります。

基本目標5 地域に根差した活動のできるまち

本市では、地域福祉の推進を担う中核的な存在として活動している市社協の運営・活動を支援し、本市の地域福祉の拠点として、地区社協を含めた市社協の福祉機能の強化を支援します。

第4節 施策体系



第4章 施策展開

基本目標1 多様なニーズに応じた情報提供のできるまち

1 情報提供・相談支援体制の充実

現状と課題

地域包括支援センター、子育て世代包括支援センター、障害者（児）相談支援事業所など相談支援体制の充実に努めています。

また、地域における福祉に関わる問題に対する要望・陳情・苦情等に対応する体制を整備していますが、多様化・複雑化している福祉ニーズや生活課題に対応できるよう、各相談窓口相互のネットワークの強化など、市の相談体制の更なる充実が求められています。

市民が地域で安心して暮らすためには、必要なサービスや情報を取得する方法を知っているなど、様々な「情報」とつながっていることが重要です。

本市では、福祉サービスに関する情報の入手先の多くが市の広報紙や回覧板等となっていますが、必要な情報を得ることができない住民もいることから、情報を容易に入手することができるよう、市のホームページ等による情報発信に努め、内容の充実を図っていくことが必要です。

施策の方向性

身近な地域、場所で気軽に相談ができるよう、民生委員・児童委員や地域の事業所、NPO等と連携し、地域に密着した相談体制づくりを進めるとともに周知を図ります。

また、区会や市社協、民生委員・児童委員、各種団体等によるネットワークを強化し、情報共有や交流を推進するなど、それぞれの活動のさらなる展開を促進します。

福祉サービスの内容や利用方法、サービスの利用につながる情報、各種イベントなどの社会参加につながる情報については、地域住民が容易に入手できるよう、市のホームページやパンフレットなど様々な情報伝達方法を活用し、地域福祉に関する情報を必要とする人に、分かりやすく確実に提供できるよう努めます。

◆市民の取組

- ・情報が届きにくい人がいれば、声をかけます。
- ・近隣で困っている人がいたら、相談窓口の情報を提供します。
- ・地域での学習会等に参加し、福祉サービスや相談窓口についての知識を身に付けます。
- ・広報紙やホームページ等に目を通し、日常的なサービスや相談窓口についての知識を身に付けます。

◆地域の取組

- ・近隣で相談しやすい関係をつくります。
- ・地区社協等の広報紙、地区の回覧板等で、相談窓口について紹介します。
- ・情報の届きにくい人には、サロン活動や学習会等で情報を伝えます。

◆市社協の取組

- ・市社協や地区社協の広報紙、ホームページや SNS 等を活用して、地域で行なわれる各種イベントや活動、相談窓口等に関する情報提供を行います。
- ・地区社協や関係団体との連携を図り、地域の情報把握及び情報提供に取り組みます。
- ・福祉相談体制を確立するとともに、関係機関や民生委員・児童委員との連携を強化し、市の相談窓口につなぐ体制づくりに努めます。
- ・弁護士無料法律相談、権利擁護相談、介護に関する相談、生活福祉資金貸付相談、ボランティアに関する相談等、専門の相談事業として生活全般の相談に応じます。

◆行政（市）の取組

取組名	取組内容	担当課
市民に分かりやすい情報提供	福祉に関する情報を市民に分かりやすく提供するため、市ホームページや広報紙等の活用だけでなく、情報発信の媒体を創意工夫して積極的な情報提供を図ります。	福祉課 高齢者支援課 秘書課
情報提供の場の創出	市の施設内外に福祉情報を提供できるスペースを確保するなど、情報提供の場の創設に努めます。	各課
福祉ニーズの把握	地域包括支援センター、在宅介護支援センター、警察及び民生委員・児童委員等関係者との連携を密接にし、市民の福祉ニーズを的確にとらえることで、有用な福祉サービスの情報提供を図ります。	福祉課 高齢者支援課
障がい者等への支援体制の整備	関係機関等が地域における障がい者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行います。	福祉課
地域包括ケアシステムの構築	地域包括支援センターにおいて、介護・福祉・医療等の関係機関及び地域との連携により、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう支援します。	高齢者支援課 福祉課 健康管理課

2 地域の福祉課題や福祉ニーズの把握

現状と課題

近年は、多様化・複雑化する地域の課題に対して、市民一人ひとりが主体となって活動しなくてはならない時代になっており、今後のまちづくりを一体的に進めていくために、地域の福祉課題の共有や福祉ニーズの把握に努めることが重要となります。

そのため、地域福祉は、地域住民の主体的な参画と、市と市社協の連携・協働により、福祉のまちづくりを一体的に進めていくことが求められます。

本市では、本計画の策定やその他の行政計画の策定にあたって、各種意識調査や福祉座談会、パブリックコメント等を実施し、地域の福祉課題や福祉ニーズを把握に努めています。

また、市社協においても、理事会等の役員会や、地区社協会長会議等を開催し、市内の福祉状況や市及び県の事業への要望や意見のとりまとめを行っています。

施策の方向性

地区社協単位での福祉座談会を発展的に継続実施し、課題やニーズの把握、地域への情報提供などの運営支援を通し、地域における、特性に応じた地域福祉の推進体制づくりを促進します。

また、福祉座談会の実施にあたっては、将来の地域を担う人材育成にもつなげていくことができるよう、住み続けたいと思える魅力ある地域づくり等について、若い世代の参加と課題の共有に努めます。

◆市民の取組

- ・隣近所の困りごとに気をかけます。
- ・地域活動への理解を進め、地域での活動に積極的に参加します。

◆地域の取組

- ・地域課題の共有や福祉ニーズの把握に努めます。
- ・市や市社協が開催する、福祉座談会に参加します。

◆市社協の取組

- ・市と連携し、福祉座談会を開催します。
- ・地域の課題をとりまとめ、本計画の評価資料とするとともに、地域のニーズに沿った事業展開を図ります。
- ・各地区の状況を考慮した、地区社協の活動・運営を評価・支援し、継続的な活動の充実を図ります。

◆行政（市）の取組

取組名	取組内容	担当課
福祉座談会の開催	市社協と連携し、福祉座談会を開催します。	福祉課 高齢者支援課
地域課題の検討	福祉座談会の結果をとりまとめ、次期計画改定の基礎資料として整理することで本計画期間中の課題を抽出し、各地区社協へ情報や成果を還元します。	福祉課 高齢者支援課

基本目標2 福祉活動が活発で参加しやすいまち

1 福祉教育・学習機会の充実

現状と課題

福祉教育には学校で行う行事としての取組と、地域の中で福祉に関する理解を深める取組があります。

本市では、市社協を中心に、市内の学校を対象に、関係機関やボランティア団体等との連携・協力のもと、手話、点訳、車椅子等の体験学習での交流を通じ、高齢者や障がい者への理解を深め、「福祉のこころ」の醸成に取り組んでいます。

また、地域の中で行う福祉教育として、地域で活動する地域福祉の推進組織、福祉ボランティア団体等に対する啓発活動や広報紙等の発行など、市民の福祉に対する意識の向上を図るための取組を行っています。

アンケート調査によると、市民の大半が福祉への関心を持っていますが、実際の地域での活動参加にはあまり結び付いていない現状があります。

そのため、市と市社協が連携・協働して様々な福祉教育を推進し、福祉に対する意識の向上に努めるとともに、地域活動やボランティア活動等への参加促進を図ることが求められます。

施策の方向性

福祉に関する学習の機会を増加し、福祉に対する理解を深め、ボランティア活動への積極的な参加を促すために、学校や地域で行う体験学習や地域での話し合いの場づくりなど、学校や市民への積極的な啓発活動に努めます。

パンフレット等による福祉教育推進のための周知活動や、広報紙・ホームページ等での情報発信、市社協の福祉出前講座の開催、ボランティアセンターと連携した講座の充実を図る取組などについては、それらの効果を適切に評価し、各取組の充実に努めます。

◆市民の取組

- ・福祉に関する学習会・講座等に参加し、福祉に対する理解や関心を深めます。
- ・地域の福祉課題を把握し、課題解決に向けた取り組みを行います。
- ・ボランティア活動への積極的な参加や福祉意識の向上に努めます。

◆地域の取組

- ・福祉に関する学習会・講座等を開催します。
- ・地域で福祉についての話し合いの場（機会）をつくれます。

◆市社協の取組

- ・市内の学校で行われる児童・生徒の福祉体験学習を推進・支援し、児童・生徒の福祉に関する意識を高め、将来地域の福祉を担う人材を養成します。
- ・ボランティア団体等と連携し、地域や学校への福祉教育活動の取組を支援します。

◆行政（市）の取組

取組名	取組内容	担当課
福祉教育・学習機会の充実	ボランティア等の体験活動を重視し、地域や家庭との連携を図りながら、福祉教育の充実を図ります。	学校教育課

2 福祉団体との連携

現状と課題

現在、本市の福祉活動においては、市民の相談役である民生委員・児童委員がその中心を担っており、民生委員・児童委員が地域で円滑に活動するためには、行政・関係機関のサポートが必要不可欠となります。

しかし、その役割と活動内容を理解している人は少なく、仕事の負担増や偏り、周囲の理解・協力不足などから、現在、担い手が不足しています。加えて、活動への実態と評価に隔たりもあり、実態に即した活動を展開するための課題解消に向けた対策が求められます。

国においては、すべての団塊の世代が75歳の後期高齢者となる令和7年を目途に、医療・介護・予防・生活支援・住まいが連携して一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を推進しています。

本市においても、地域での医療・介護・福祉・保健の連携体制を構築し、誰もが住み慣れた自宅や地域で安心して過ごすことができる仕組みを構築することが求められます。

施策の方向性

民生委員・児童委員の活動を広報紙やホームページ等で周知し、地域への理解促進を図ります。

多岐にわたる複雑な問題を抱える相談者が増えている中で、区会や関係機関、団体等の地域活動による支援と公的なサービスとが連携したセーフティネットの構築を推進するとともに、専門相談機関とのネットワークづくりを推進し、各窓口に寄せられた相談に、関係機関との連携により迅速かつ的確に問題が解決できる体制の整備に努めます。

また、地域包括ケアシステムの体制づくりに取り組み、高齢者福祉にとどまらず、障がい福祉や子ども・子育て支援、生活に困窮する世帯への支援など、分野横断的な地域包括ケアをめざします。

◆市民の取組

- ・地域活動へ積極的に参加し、民生委員・児童委員活動への理解や協力を努めます。
- ・地域での支え合いを心がけ、助け合うことのできる関係性を構築します。

◆地域の取組

- ・民生委員・児童委員と地域住民がコミュニケーションを取れる環境をつくります。
- ・地域の課題を見つけ、情報共有して、解決に向けて協力するなど、地域の中の支え合いの仕組みづくりに取り組みます。
- ・地域での連携をはじめ、市や市社協との連携を強化し、地域内での要援護者の見守り支援体制の構築に参画します。

◆市社協の取組

- ・民生委員・児童委員や他の社会福祉法人、福祉事業所、病院、NPO等との連携を強化し、活動の円滑化を図ります。
- ・連携強化の中で既存の福祉資源を確認し、潜在している福祉資源の有効活用に努めます。
- ・地域包括ケアにおける市社協の役割を明確にし、市内のケアシステム構築に参画します。

◆行政（市）の取組

取組名	取組内容	担当課
民生委員・児童委員の活動支援	民生委員・児童委員に対して必要な情報の提供や、研修の充実に努め、その活動が円滑に行われるように支援を行います。	福祉課
在宅医療・介護連携推進事業／生活支援体制整備事業	団体・機関間の連携を強化し、地域包括ケアの理念の体制化に取り組みます。	高齢者支援課

3 ボランティアの体制づくり

現状と課題

福祉関係者では研修会などに参加する人が多くなっていますが、一方で、講座や研修を受けたものの福祉に関する知識や経験を生かす機会がないと感じている人も多く、知識や経験を発揮できる環境を整えることが求められています。

また、アンケート調査によると、ボランティア活動を活発にするためには、気軽に参加できることや身近なところで活動できることなど、活動への参加しやすさが求められています。

本市では、ボランティアや市民活動等に関する情報発信や講座の開催に努めていますが、より一層活動への参加を促進することが必要です。

また、若い世代にボランティア等の市民活動に関心を持ってもらえるような仕組みづくりが必要です。

さらに、既存の活動の活性化や連携強化等を図るために、区会等住んでいる地域のつながりによる地縁型の活動と、NPO法人やボランティアなど子育てや環境保全等の特定のテーマでのつながりによるテーマ型の活動の交流や連携の場の整備を進める必要があります。

施策の方向性

ボランティア等への参加を促進するため、必要性和意義についての啓発を行うとともに、地域で求められているボランティア活動等の情報発信や講座の開催、参加機会の充実に努めます。

活動に関わるグループ・団体の活動が充実していくよう、必要な情報提供や助言、コーディネートにより活動を支援します。

◆市民の取組

- ・ボランティア行事や活動に興味を持ち、積極的な参画に努めます。

◆地域の取組

- ・ボランティア講座への参加を促進します。
- ・区会やボランティア、民生委員・児童委員、各種団体などとの情報交換・意見交換の場を設けます。

◆市社協の取組

- ・ボランティアセンターにおける情報提供や相談機能の充実を図ります。
- ・地域福祉活動への参加意欲のある団体・個人を支援します。
- ・地域住民が主体となったボランティア活動を支援します。
- ・各種講座の開催や福祉体験等を通してボランティア活動の普及に努めます。
- ・ボランティア活動をしやすい環境の整備に努めます。
- ・新たなボランティア活動等についての情報を提供します。

◆行政（市）の取組

取組名	取組内容	担当課
ボランティア連絡協議会の活動支援	匝瑳市ボランティア連絡協議会の活動を支援します。	福祉課
ボランティア意識の醸成	市民のボランティア意識を醸成し、活動への参加意識の向上を図ります。	福祉課 環境生活課

4 ボランティア人材の発掘と育成

現状と課題

本市では、市社協によりボランティア活動への参加の呼びかけや講習会等を行うとともに、施設や団体などでの受入体制の整備を促進しています。

市社協ボランティアセンターは、より実践的な機関として、ボランティア活動を望む人と、その力を必要とする市民や団体とのコーディネート（連絡調整や基盤整備）業務を中心に、各種講座や情報発信を通じ、ボランティアの人材発掘、育成を行っています。

また、ボランティア連絡協議会の運営や同会主催のボランティアフェスタ開催の後援等の組織支援も行っています。

活動団体からは、人材不足や活動資金難を挙げる意見が多く、特に若手人材の後継者探しは、全ての団体に共通する課題であると言え、求める人材が重複することで、より人材不足に拍車がかかっていることが考えられます。

施策の方向性

アンケート調査によると、半数以上が地域活動やボランティア活動等に取り組んでいきたいと回答しており、地域福祉活動やボランティア活動、各種講座に関する情報提供を積極的に行うことで、参加のきっかけづくりを行います。

また、地域に潜在する専門的な能力や技術を持った人材が、気軽に地域活動や福祉活動に参加・参画できるよう推進することで、新たな担い手の育成を進めます。

さらに、地域での支え合い、助け合いの意識を育むため、子どもの頃からの福祉教育や地域での様々な活動への参加・体験を通して、福祉意識の向上を推進します。

◆市民の取組

- ・地域行事や環境美化活動等にボランティアとして積極的に参加します。
- ・ボランティアについて家族で話す機会をつくります。

◆地域の取組

- ・ボランティアに関心を持てるような学習会や活動の場をつくります。

◆市社協の取組

- ・地域福祉活動に参加意欲のある団体や個人に対して、市内 11 地区で展開している地区社協活動や団体の地域の実情を反映した取組例を示しながら、社会参加や生きがいづくりを支援します。
- ・市民みんなで助け合う意識を高めるとともに、その思いを実際の活動につなげるため、ボランティア講座等を開催します。
- ・ボランティア講座等の参加者の中から潜在する人材の発掘を行い、地域における人材の育成と活用を促進します。

◆行政（市）の取組

取組名	取組内容	担当課
ボランティア人材の育成	市社協等の関係機関と連携し、ボランティア人材の育成に努めます。	福祉課 高齢者支援課
	元気な高齢者をはじめ、地域福祉活動に参加する意欲のある人を募り、要支援者とのコーディネート機能の構築を図ります。	高齢者支援課

5 地域福祉活動の展開

現状と課題

本市では、様々な地域の社会資源などを活用し、高齢者の見守り活動をはじめとする地域福祉の推進に努めてきました。

また、市社協では、生活支援体制整備事業や地域福祉フォーラム支援事業等を通じて、地域ニーズに対応したサービス提供や住民相互の助け合い活動を促進してきました。

しかし、アンケート調査によると、地域への愛着や福祉への関心が低くなる傾向にあることから、多くの地域住民の理解と協力を得て、地域福祉をより一層推進する必要があります。

そのため、福祉への取り組み方や意識の持ち方、市社協への理解促進等、今後も本計画の普及啓発をより積極的に行い、地域住民の活動参加を促進していくことが重要です。

地域においては、担い手の高齢化が一番の問題となっており、次世代を担う人材を育成し、若い世代の参加者・協力者を増やすことが必要です。

また、地域の行事等の意義や必要性を再確認し、幅広い世代の住民に分かりやすく伝える必要があります。

施策の方向性

市と市民、地域団体、事業者、企業、商店等地域との協働により地域福祉活動を進めるため、連携の強化を図り、様々な事業・活動について、普及啓発を進めます。

また、市民ふれあいセンターや公民館、地区コミュニティセンターの既存施設や空き施設など、様々な社会資源の有効活用を図りながら、担い手が気軽に集える場を増やすとともに、住民にとって身近な地域で気軽に会話ができたり、世代間交流などの活動ができるよう、地域の施設の有効な活用を促進します。

◆市民の取組

- ・地域行事に関心を持ち、積極的に参加します。
- ・地域活動への理解を進め、地域での活動に積極的に参加します。

◆地域の取組

- ・地域行事の開催時は、地域の誰もが参加しやすいよう、高齢者や障がい者、子ども等に配慮・工夫をします。
- ・地域行事の意義や必要性を改めて話し合い、市民に分かりやすく伝える工夫をします。
- ・市民の参加を促すため、交流の内容を工夫します。

◆市社協の取組

- ・誰もが住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、市や関係機関と連携を図りながら、福祉サービスの充実やニーズに対応したサービス提供の促進に取り組みます。
- ・核家族化や高齢化が進行している状況の中で、住民相互の助け合い活動を展開する地区社協に対して、各地区の状況に即した支援を行います。

◆行政（市）の取組

取組名	取組内容	担当課
地域活動の活性化	地域のまちづくりの担い手となる人材の育成や地域主体の活動の進展に向けた情報提供に努めるなど、地域コミュニティ活動を積極的に支援し、コミュニティ活動の活性化を図ります。	環境生活課
区会の運営支援	区会の運営・活動を支援し、地域における福祉推進を促進します。	環境生活課

6 地域福祉活動の支援と地域人材の確保

現状と課題

地域において、世代間交流を通じた活動が行われ、地域活動への関心は高まっている一方、近所づきあいの希薄化等、地域間交流が少なくコミュニケーションの取り方がうまくいっていないという声も上がっており、人と人とのつながりが持てる新しいコミュニケーションづくりが必要となっています。

地域からは、高齢化や地域のつながりの希薄化等により、福祉活動や民生委員・児童委員・区会役員の担い手不足が問題として挙げられており、人材・後継者の育成や地域福祉活動への参加促進が課題となっています。

今後、より多くの市民に参加してもらえるように、市民の活動意向を把握するとともに、様々な交流事業をきっかけとして、地区社協役員や地域活動の担い手などの人材育成に取り組んでいく必要があります。

施策の方向性

地域でのつながりを強めるため、住民が広く参加できるイベントや行事の開催など交流機会の促進を図ります。

また、地域の中にいる専門的な能力や技術を持った人材が、気軽に地域活動や福祉活動に参加・参画できるよう推進するとともに、社会福祉推進委員などの人材育成を図ります。

◆市民の取組

- ・サロン活動で開催される行事やイベントに積極的に参加します。

◆地域の取組

- ・高齢者や障がい者等、支援を必要とする人たちを含めた地域行事の開催と居場所づくりを推進します。
- ・チラシや回覧板、声かけ等で、サロン活動について周知を図り、積極的な参加・協力を呼びかけます。
- ・男性も参加しやすいような、参加の呼びかけや活動内容を取り入れるなど、サロン運営について工夫します。

◆市社協の取組

- ・高齢者や障がい者等の交流や仲間づくり、レクリエーション、情報交換等を通じて、孤独感や不安感の解消、介護予防の促進等を図ることを目的とするサロン事業への支援を行います。
- ・サロン活動において、子どもから高齢者までが交流する多世代交流拠点として、様々な事業を支援します。
- ・地域で福祉活動を行う人材として社会福祉推進委員を養成し、地区社協に配置して地域福祉の推進を図ります。

◆行政（市）の取組

取組名	取組内容	担当課
地域との連携強化	地域コミュニティ活動が円滑に行われるように市民憲章の趣旨に基づく事業の推進、地域住民の自主性を尊重した組織の支援等を通し、地域との連携強化を図ります。	福祉課
つどいの広場事業	公立（つどいの広場）及び民間（あかしあこども園）の地域子育て支援拠点において、子育て世帯の交流促進・子育て支援情報の提供を行います。	福祉課
シニアクラブ活動助成事業／地域介護予防活動支援事業	シニアクラブの育成や活動支援の強化、高齢者支援により、高齢者自身の生きがいづくりとなる社会活動への積極的な参加を促すとともに、高齢者の知識や経験を生かしたボランティア活動や地域コミュニティの強化を図るための世代間交流等への積極的な参加を促進するため、環境の整備や情報の発信を実施します。	福祉課 高齢者支援課
障がい者の社会参加の促進	障がい者が主体的に活動するスポーツ、レクリエーション活動の支援を行うことにより、地域における交流機会の拡充を図るとともに、ボランティア活動への機会を提供することにより障がい者の地域での自立生活及び社会参加を促します。	福祉課

基本目標3 誰もが安心して暮らせるまち

1 地域の防犯・防災活動の展開

現状と課題

本市では、地域において、子どもの見守り活動や自主防災組織の結成などの防犯・防災活動が展開されています。

また、日頃からの見守りにおいて、支援を要する高齢者・障がい者等に対して、見守り支援を行うための要援護者の名簿を作成し、市社協及び地区社協でも台帳及びマップを管理することで、各地区の実情に応じて見守りを行い、災害時の支援体制の確立に向けた活動にも活用しています。

安全・安心に暮らせる地域づくりのためには、実施団体の拡充や市内全域への展開に向けた啓発など、共助の活動をさらに広げていくことが重要です。

今後は、要援護者の登録者数の増大が見込まれるとともに支援者側の負担が増大することが懸念されるため、地域における支援団体の拡充及び支援体制のさらなる構築が求められます。

施策の方向性

地域の中で安心して生活できるよう、地域のつながりを強め、子どもの安全対策や地域の防犯活動等の充実を図り、犯罪に強い地域を目指します。

また、地域防災力を向上するため、自主防災組織のさらなる結成促進及び活動支援の充実を図るとともに、防災リーダーの養成を行い、自助・共助の防災活動に対する支援を行います。

高齢者・障がい者等の避難行動要支援者を支援するためには、地域の協力を得ながら、要援護者への避難情報の提供、避難誘導、安否確認、避難状況の把握に努め、支援体制の充実・強化を図ります。

◆市民の取組

- ・「自分の身は自分で守る」という意識を持ち、災害に備えます。
- ・各家庭において、家族の避難場所の確認を行います。
- ・自主防災組織で行う防災訓練に参加します。
- ・災害が発生し、災害ボランティアセンターが設置されたら、災害時のボランティア活動への直接的または間接的な支援ができるように努めます。

◆地域の取組

- ・「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識を持ち、災害に備えます。
- ・行政区（自主防災組織）内で災害時要援護者の所在を把握し、災害時に安否確認し、適切な援助を迅速に行うための防災訓練の実施を定期的に行います。

◆市社協の取組

- ・災害発生時に、災害支援活動に重要な役割を果たす災害支援団体・行政・関係機関等と連携を図り、災害ボランティアセンターを設置・運営します。
- ・ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯、身体の不自由な要援護者を、緊急時・災害時の安否確認と救援が迅速にできるよう、地域の仕組みづくりを進めます。
- ・災害発生時には、市民の自主的な活動が大きな力となることから、防災知識の普及、防災意識の啓発に努めるとともに、災害ボランティアの育成並びに、災害時に円滑に対応できる体制整備を図ります。

◆行政（市）の取組

取組名	取組内容	担当課
防災行政無線の長期停電対策	屋外スピーカーや中継子局等の長期停電対策（バッテリー容量の拡大等）を図ります。	総務課
災害時の支援体制の構築	民生委員・児童委員等の関係団体と連携し、地域内の要援護者の把握及び災害時避難支援のできる体制を構築します。	福祉課 高齢者支援課 総務課
防犯パトロール活動の支援	市民が自主的に行う防犯パトロール活動を支援し、市民の防犯意識の高揚を図ります。	環境生活課
交通安全指導の推進	市民の交通事故防止のために、あらゆる機会を通して、交通マナーの向上や法令遵守等の交通安全指導を推進します。	環境生活課
災害ボランティアセンター設置場所の検討	大規模災害発生時に、市全体の情報収集及び提供、ボランティア派遣の調整等の活動が円滑に行えることを考慮した、立ち上げ場所の確保に努めます。	総務課 環境生活課

2 地域におけるセーフティネットの構築

現状と課題

地域の福祉課題に対する住民相互の自主的な支え合いや助け合いの必要性を感じている人は多いものの、その一方で、地域活動の参加経験のある人は少なく、地域を巻き込んだ活動を充実させていくことが必要です。

また、地域からはひとり暮らしの高齢者を始めとする見守りが必要な人がいることと、見守りの困難さに対する声が上がっており、高齢者や子育て世帯などへの地域のきめ細かい見守り・援助体制の一層の充実が求められます。

地域や団体が見守り活動を実施していますが、見守りの重複や見落とし等が懸念されています。また、地域によって見守り活動の取組にばらつきがあるため、その活動に携わる人や団体の連携や情報交換の場が必要とされています。そのため、地域の見守り活動を支援する事業所を増やすことや専門機関の連携による横断的な対応が課題です。

近年は、社会経済環境の変化に伴い、生活困窮に至るリスクの高い人々や稼働年齢層を含む生活保護受給者が増加しています。国の生活困窮者自立支援法の制定を受け、経済的な支援だけでなく、就職への意欲喚起や就労に向けた訓練の場となる中間就労の場の提供など、自立を図るための総合的な支援の充実が求められます。

施策の方向性

住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、支援や介護を必要とする高齢者や障がい者、子育て世帯などが地域の中で孤立することのないよう、日常の見守りや声かけなどの支援体制の充実を図ります。

徘徊高齢者の安全確保や虐待防止とその対応、DVなどの暴力被害者の避難、複雑な要因による困難事例への対応等については、区会や関係機関、団体等の地域活動による支援と公的なサービスとが連携し、速やかに対応できるよう体制の充実を図ります。

また、生活に困難を抱えた人を地域で見守るとともに、一般就労への移行が困難な人への支援や、生活困窮世帯の子どもの学習支援等については、地域や関係課、関係機関との連携のもと、生活困窮者の自立・社会参加への支援体制の充実を図ります。

◆市民の取組

- ・見守り活動に参加し、普段の生活の中で目配り、気配り、心配りをする関係を心がけます。

◆地域の取組

- ・住民同士のコミュニケーションを図ることに努め、地域の高齢者等が孤立することを未然に防止します。
- ・自分たちの地域環境に適した、独自の見守りのネットワークを地域ごとに考えていく必要があり、地区からさらに身近な区会、隣近所の見守り、支え合いの仕組みをつくります。

◆市社協の取組

- ・地域住民、地域活動団体、民生委員・児童委員、関係機関等との連携を図り、サービス利用に結び付いていない要支援者の把握に努めます。
- ・地区社協のサロン活動や配食サービス事業等、各地区の状況に即した地区社協活動を支援し、日頃からの見守り活動（安否確認等）を推進します。
- ・千葉県社会福祉協議会の実施する生活福祉資金貸付事業を通じて、生活困窮者の社会的、経済的自立を支援できるよう努めます。

◆行政（市）の取組

取組名	取組内容	担当課
独居高齢者等実態把握	要支援対象者の早期発見を図るため、独居高齢者及び高 齢者世帯の実態把握を行います。	高齢者支援課
要保護児童対策地域協議会事業	要保護児童の早期発見やその適切な保護、又は要保護児 童等への適切な支援を図るため、実務者会議、個別ケー ス検討会議等の開催や児童虐待防止キャンペーン等の広 報・啓発活動等を行います。	福祉課
生活困窮者への支援	相談支援体制の整備、生活困窮者自立支援法に基づく支 援の実施、関係機関や民生委員・児童委員、他制度によ る支援、区会やボランティア等によるインフォーマルな 支援等とともに、生活困窮者支援を通じた地域づくりを 図ります。	福祉課
生活困窮者への支援体制の構築	生活困窮者支援に当たっては、既存の社会資源の把握や 活用にとどまらない、新たな社会資源の創出や住民の理 解の促進、必要な地域支援ネットワークの構築等、地域 の実情に応じ、特徴を生かした支援体制づくりを図りま す。	福祉課

3 権利擁護の推進

現状と課題

本市では、各分野において権利擁護の取組を推進しており、市社協においても、日常生活自立支援事業を行っています。

しかし、児童や高齢者及び障がい者の虐待、配偶者・パートナーからの暴力などの人権問題が生じており、近年は、インターネットやスマートフォンを利用した人権侵害、国際化などに伴う新たな犯罪なども発生しています。

そうした人権問題の早期発見・防止体制を確立するためには、地域住民に対する研修や啓発を充実するとともに、虐待やいじめの早期発見及び未然防止、市民の通報義務などの意識の醸成を図る必要があります。

また、今後ますます認知症高齢者の増加が見込まれる中で、認知症に対する理解を深めるとともに、認知症サポーターの養成や一般知識としての対応を市民に周知するなど、地域全体での見守りネットワークの構築が求められます。

さらに、福祉サービスを必要とする高齢者や障がい者の中には、判断能力が十分でない人もおり、成年後見制度や日常生活自立支援事業の周知を図っていく必要があります。

施策の方向性

市民の人権意識を高め、子どもや高齢者、障がい者等に対するあらゆる権利侵害、身体的虐待やネグレクト、配偶者への暴力などを未然に防ぎ、早期に発見できるよう、人権教育の浸透に努めます。

また、判断能力が十分でない認知症高齢者、知的障がい者や精神障がい者などの権利が守られ、必要な援助を受けることができるよう、サービス利用者の権利擁護について周知を図ります。

さらに、成年後見制度や日常生活自立支援事業等の利用促進を行うとともに、制度の構築と合わせて、市民後見人の育成・活用を図ります。

権利擁護を進める中では、地域包括ケアの理念のもとで、地域の中で対象者の権利を守っていく仕組みの構築に取り組みます。

◆市民の取組

- ・人権問題解決のために講演会、研修会等へ参加し、自己啓発に努めます。
- ・虐待の可能性を発見したら、関係機関に知らせるなど、早期の支援につながるよう協力します。
- ・事業・制度を理解し、日頃から地域の一員としてコミュニケーションを図ります。

◆地域の取組

- ・地域での要支援者の見守りに努め、成年後見制度・日常生活自立支援事業の利用が必要な人がいる場合、地域包括支援センター、市社協へ情報を提供します。
- ・要支援者を見守る体制の構築に参画します。

◆市社協の取組

- ・日常生活自立支援事業の利用方法について、地域住民や民生委員・児童委員、福祉事業者等への周知を図るとともに、利用促進に取り組みます。
- ・日常生活自立支援事業を通じて、判断能力が不十分な人が適切なサービスを受けながら地域で安心して生活できるよう支援を行います。
- ・地域において権利侵害等の恐れがある利用者及び対象者を把握し、関係機関への通報ができる体制を構築するため、関係機関・団体との連携を図ります。
- ・各種相談業務を通じて、権利擁護に視点を置いた総合的な相談支援体制を構築します。
- ・適切な後見人等が得られない方を対象に法人として後見業務を実施します。

◆行政（市）の取組

取組名	取組内容	担当課
成年後見制度の周知・啓発	成年後見制度の周知・啓発を行います。また、後見人の不足に備え、市民後見人の育成・活用を図ります。	福祉課 高齢者支援課
認知症見守りネットワーク事業	地域において権利が侵害されるなどの恐れがある利用者及び対象者を把握し、関係機関への通報ができる体制を構築するため、関係機関・団体との連携を図ります。	高齢者支援課
権利擁護センターの立ち上げ支援	権利擁護センターの立ち上げを支援します。	福祉課 高齢者支援課

基本目標4 誰にとっても暮らしやすいまち

1 地域福祉の基盤整備

現状と課題

本市では、公共公益施設や公共交通機関などの改修やバリアフリー化を進めていますが、地域からは、通学路の歩道整備を始め、安心して暮らすことができる環境づくりに対する意見が挙がっており、より多くの人が安全で快適に生活できるよう、バリアフリー及びユニバーサルデザインの視点による住環境の整備が必要です。

また、高齢者や障がい者が、買物や医療機関への通院も含め必要な外出ができるよう、移動手段の確保や移動支援の充実が求められています。

地域活動においては、活動の機会や拠点となる場の提供に努めていますが、地域ごとの活動に格差があり、地域活動の横のつながりや情報共有を充実するための取組を実施するとともに、活動場所として空き家や空き店舗等を有効活用するなど、地域の実情を考慮しながら、基盤を整備していく必要があります。

施策の方向性

誰にとっても暮らしやすいまちとなるよう、公共施設や公共交通機関のバリアフリー化を推進します。

また、地域での安全確保に関わる活動を推進し、誰もが自らの意思で自由に行動し、積極的に社会活動に参加できるよう、交通環境に配慮したまちづくりを推進します。

◆市民の取組

- ・高齢者や障がい者など、移動に困難を抱える人を手助けします。
- ・放置自転車や路上へのはみ出しなど、交通障害の恐れがある行為は控えます。

◆地域の取組

- ・身近な場所で歩きづらい場所、危険に感じる場所を点検・共有し、安全確保に努めます。
- ・地域での交通安全活動に取り組みます。

◆市社協の取組

- ・福祉教育などを通じて、市民の福祉に対する意識を高め、地域福祉活動を行う地域の人材を育成し、誰もが社会生活に参加できるよう努めます。
- ・手助けを必要とする方に、ボランティア情報や福祉サービスの情報を提供します。
- ・既存の福祉資源を掘り起こし、手助けを必要とする方が有効に活用していただけるよう取り組みます。

◆行政（市）の取組

取組名	取組内容	担当課
バリアフリーの推進	公共空間を中心に、バリアフリー環境の整備に向けた各種施策の促進を図ります。	各課
心のバリアフリーの推進	広報事業等を通じた「思いやり」や「支え合い」の心を持った市民意識の醸成を図り、「心のバリアフリー」を促進します。	福祉課
移動支援の充実	高齢者や障がい者といった移動が困難な状態にある方々に対して、本人や介助者、家族の負担軽減を図る体制の整備に努めます。	福祉課 高齢者支援課

基本目標5 地域に根差した活動のできるまち

1 社会福祉協議会の運営支援

現状と課題

市内 11 地区に設置された地区社協は、地域福祉の推進において重要な役割を担っており、市民の身近な地域福祉の拠点として、各地域において連携・協働による事業を実施しています。

具体的には、日頃から高齢者・障がい者等の見守りや声かけをはじめ、サロン活動支援、子育て支援、災害等緊急時における要援護者への支援活動など、地域福祉活動推進のため様々な関係機関・団体と連携し問題解決に向けた取組を実施しています。

本市においても、地域福祉の推進を図っていくため、市社協と連携し、行政のみでは把握や対応が難しい地域課題への取組を進めています。

市社協は、増加する福祉ニーズへの対応に運営面での課題を抱えていることから、今後は、市社協への運営面での支援や、行政福祉部門での連携など、市と市社協が本計画の施策・事業の整合を図る必要があります。

施策の方向性

市と市社協の連携を強化し、包括的なネットワーク体制の充実を図り、地区社協活動が十分に行うことができるように、区会や各団体等との協力関係の構築や社協活動の周知啓発に取り組みます。

また、地域団体・組織、それぞれの役割を再確認し、地区社協を中核とする地域福祉推進体制の整備に努めるとともに、地域福祉活動の中核としてさらに機能していくため、関係団体や福祉施設等の地区社協への加入促進と連携の強化に努めます。

地区社協の活動については、地域の福祉課題は複雑化・多様化していることから、課題を的確に把握するとともに、地区社協に求められている役割を分析し、関係機関やボランティア等と連携し、問題解決に向けた新たな取組、仕組みづくりについて協議を行います。

今後は、より地域特性に応じた組織強化を図ることが必要となってくることから、市社協では本計画期間において、地区社協の役割を見直し、「地域の福祉力」の育成・向上をめざし、将来の地域福祉を担う、より主体的な組織づくりに取り組みます。

◆市民の取組

- ・市社協を認知し、地域の地区社協活動へ積極的に参加します。
- ・地域の一員としてコミュニケーションを図り、地区社協事業への理解や協力に努めます。

◆地域の取組

- ・地区社協への参画を通し、地域での福祉活動により一層取り組みます。
- ・市社協及び地区社協活動を周知し、市民参加を促します。
- ・地区でのまちづくりを基本に、地域福祉を推進します。
- ・住民同士のコミュニケーションを図り、地域の福祉課題の把握に努めます。
- ・一部の役員だけで抱え込まないようにボランティアや福祉関係団体と連携して、見守り、支え合いの仕組みをつくります。

◆市社協の取組

- ・地域の状況に応じた計画的な取組を定め、活動を展開します。
- ・地域団体・組織、それぞれの役割を再確認し、地区社協を中核とする地域福祉推進体制の整備に努めます。
- ・地区社協が、地域福祉活動の中核としてさらに機能していくため、人材の育成や活動の支援に努めます。
- ・赤い羽根共同募金を通じて、地区社協や地区福祉団体の活動を支援します。

◆行政（市）の取組

取組名	取組内容	担当課
市社協との連携強化	市社協との連携を強化し、ネットワーク体制の充実を図ります。	福祉課
地区社協との連携強化	地区社協活動が十分に行うことができるように、市社協との連携を強化します。	福祉課

第5章 計画の推進

第1節 市民協働による計画の推進

本計画の推進に当たっては、市民をはじめとして、地域を構成するさまざまな主体と市・市社協が連携していくことが必要です。

本計画は、市民が住み慣れた地域で支え合い、助け合いながら安全で安心して暮らせる地域づくりを行うため、地域住民をはじめ、地域、福祉団体・事業者、市社協、市がそれぞれの役割分担のもとに、本計画を推進します。

■市民の役割（市民：個人・家族）

市民は、地域の課題に関心を持ち、地域をはじめ、市や市社協の活動・行事等に参加するとともに、意見や要望等を発信し、福祉活動に積極的に参画します。

また、地域社会の一員として、協力する、理解する気持ちを持って、互いを認め、思いやり、人とのつながりを持ち続けます。

■地域の役割（地域：区会等、隣近所）

地域は、個人や家庭を見守り、個々の市民だけでは解決することが難しい問題を発見・解決し、住みやすい地域社会をつくるため、調整役として、市が把握しにくい福祉ニーズを集約するとともに、市が対応できない部分を補うことで、地域の福祉環境を整備します。

また、近年の社会的孤立、家庭内での虐待等の深刻な問題や、子どもの見守り、一人暮らし高齢者や障がい者等が抱える課題に対しても、最も身近な拠り所となれるよう活動します。

■福祉団体・福祉事業者の役割

福祉団体は、地域との積極的な交流に努め、広く市民の参加を得られるよう活動に取り組み、市民や地域が実践する地域福祉の推進を支えます。

また、福祉事業者は、利用者一人ひとりにあったサービスを提供するとともに、施設入所者も地域で暮らす市民であることから、入所者が主体的に地域と交流し、活動へ参画できるよう図ります。

■社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会は、社会福祉法において、地域福祉の推進を図ることを目的とする団体として位置付けられており、本市においても、地域福祉推進の中心的な団体と位置付けます。

社会福祉協議会は、行政が法制度に基づいてサービスを提供するのに対し、福祉の手助けが必要でありながら「制度と制度の隙間」や「小さなニーズ」であるがゆえに行政からのサービス提供が難しいニーズに対し、サービスを実施します。

また、行政と社会福祉協議会は福祉の両輪として、行政は社会福祉協議会が実施している活動を積極的に支援し、社会福祉協議会は地域のリーダー役としても地域住民や関係団体等との連携を深めながら活動を推進します。

■市の役割

市は、市民ニーズを的確に捉え、効率的・効果的な公共サービスを実現するために、本市の現状を踏まえた行政計画を策定し、施策の効果、負担のあり方についても検討し、公平・平等の原則に基づき必要なサービスを計画的に提供します。

また、市民協働で地域福祉に取り組むため、これまで本市に築かれた豊かな福祉資源である市民、地域、福祉団体・事業者、社会福祉協議会と調整・連携しながら、地域福祉推進の調整役として円滑な活動をサポートします。

第2節 計画の進行管理

1 計画の周知・広報

地域福祉の推進には、地域に関わる全ての人が連携・協働しながら地域福祉を育成することが大切であり、それには一人でも多くの市民に本計画の基本理念や基本目標とその役割を周知し、地域福祉に対する理解を広げていかなければなりません。

このため、本計画の内容を市広報紙・ホームページ等を活用して紹介するとともに、本計画を福祉事業者、福祉団体、地域等に配布し、積極的な周知を図ります。

2 計画の評価・見直し

計画は、策定された後も、計画に従って施策が確実に遂行されているか、施策は十分な効果を上げているかなどの観点からチェックし、適宜見直していく必要があります。

計画の進行管理・評価にあたっては、計画（Plan）をたて、それを実行（Do）し、実行の結果を評価（Check）して、計画の見直し（Action）を行う、「PDCA サイクル」を活用します。

PDCA サイクルの活用により、各取組の改善点を明らかにし、今後の取組の充実に生かすことが可能となります。

図表－４４ PDCAサイクルのイメージ



■庁内関係各課による進捗管理および評価

庁内においては、高齢者福祉・障がい者福祉・子ども・子育て支援施策・教育施策・防災等の関連計画を所管する関係各課において進捗管理および評価を実施します。

■市社協における地域福祉推進体制の構築

市社協において、地区社協を中心とする地域福祉推進体制の構築を図ります。

第3節 推進体制の確保

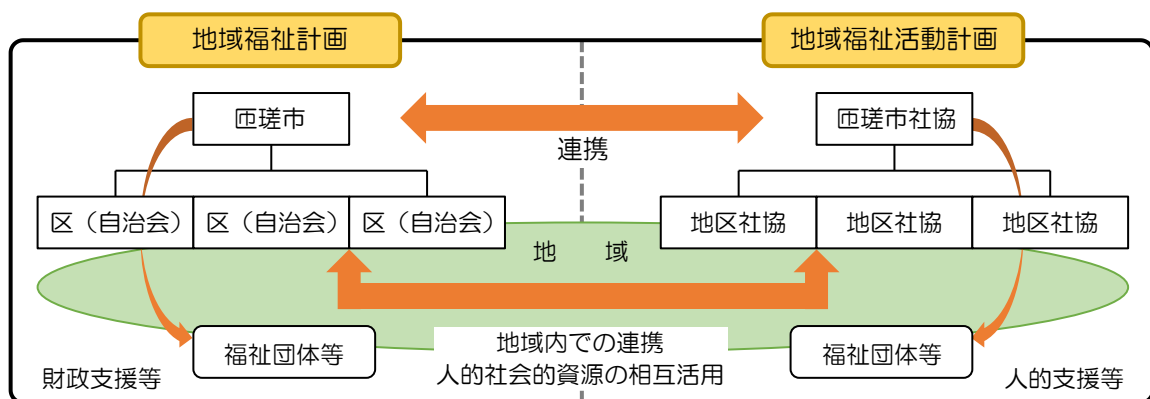
1 行政と市社協との連携の強化

本計画の推進にあたっては、「福祉の両輪」を機能させるために、地域福祉の理念や方向性を定める市の地域福祉計画と、地域福祉の行動計画である市社協の地域福祉活動計画との整合を図ることが求められます。

本計画では、地域における実践的な福祉を担っている市社協と行政との連携を強化し、地区ごとに構成される地区社協を核とした地域福祉の推進体制の構築をめざすとともに、将来的な地域の福祉力の育成・向上を図ります。

また、本計画を本市における地域福祉の指針として、それに基づいた事業や活動が円滑に行われるよう、推進体制づくりや活動条件の整備等、それぞれの役割に応じた連携を図ります。

図表－４５ 行政と市社協の連携イメージ



2 地域における推進体制の構築

本計画においては、将来の本市の地域福祉を見据え、中期的な主体形成に取り組めます。

取組にあたっては、市社協との連携を通し、市内11地区に設置された地区社協を活用し、地域における推進体制の構築を進めます。

また、地区社協の機能、役割を明確にし、将来に向けて、地区社協を中心とした地域の主体性に基づいた「地域の福祉力」の向上をめざします。

資料編

1 匝瑳市地域福祉計画協議会規則

平成 25 年 8 月 27 日

匝瑳市規則第 34 号

(設置)

第 1 条 市は、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 107 条の規定に基づき地域福祉計画（以下「計画」という。）に市民その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるため、匝瑳市地域福祉計画協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 協議会は、計画の策定に関し必要な事項について協議する。

(組織等)

第 3 条 協議会は、会長、副会長及び委員 20 人以内をもって組織する。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

5 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 保健及び福祉に関係のある団体関係者

(3) 福祉事業所関係者

(4) 市民

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、計画の策定したときまでとする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第 5 条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数の賛成により決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、その会議に関係者の出席を求めて意見を聴取し、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第 6 条 協議会の庶務は、福祉課において処理する。

(その他)

第 7 条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

2 協議会委員名簿

区 分	氏 名	所属・役職	備 考
学識経験者	坪井 真	作新学院大学女子短期大学部 幼児教育科 教授	副会長
	福島 俊之	旭匠瑳医師会・副会長	会長
	小関 和雄	匠瑳市校長会・会長	平成31年4月
	有田 光		
保健及び福祉 に関係のある 団体 関係者	鎌形 廣行	匠瑳市社会福祉協議会・会長	
	向後 英夫	匠瑳市民生委員児童委員協議会・会長	
	増田 利夫		令和2年1月
	鎌形 春枝	匠瑳市保健推進委員会・会長	
	島田 正仁	匠瑳市障害者自立支援協議会・委員長	
	加瀬 功一	匠瑳市ボランティア連絡協議会・会長	
	英 一馬	中核地域生活支援センター 海匠ネットワーク・所長	
福祉事業所 関係者	守 一浩	特別養護老人ホーム太陽の家・施設長	
	熱田 寛明	東保育園・園長	
	鵜之沢 勅子	障害者支援施設聖マーガレットホーム 施設長	
市 民	鶴野 航三	匠瑳市商工会・会長	
	大木 三喜男	匠瑳市区長会・会長	
	鈴木 勇		令和元年5月
	石和田 秀雄	匠瑳市シニアクラブ連合会・会長	
	林 朋宏	匠瑳市PTA連絡協議会・会長	
	塚本 昌弘		令和元年5月

3 匝瑳市地域福祉計画検討委員会規則

平成 25 年 8 月 27 日

匝瑳市規則第 33 号

（設置）

第 1 条 市は、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 107 条の規定に基づく地域福祉計画（以下「計画」という。）の原案の作成その他計画の策定に関し必要な事項を検討するため、匝瑳市地域福祉計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

（1）計画の原案作成に関すること。

（2）前号に掲げるもののほか、計画の策定に係る必要な事項に関すること。

（組織）

第 3 条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、福祉課長をもって充てる。

3 委員は、企画課長、総務課長、財政課長、環境生活課長、健康管理課長、産業振興課長、高齢者支援課長、学校教育課長及び生涯学習課長をもって充てる。

（委員長等）

第 4 条 委員長は、委員会を総理し、委員会を代表する。

2 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

（会議）

第 5 条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数の賛成により決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、その会議に関係者の出席を求めて意見を聴取し、又は資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第 6 条 委員会の庶務は、福祉課において処理する。

（その他）

第 7 条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

4 議事経過

日 程	会議等	概 要
平成 30 年 11 月 1 日	第 1 回 匝瑳市地域福祉計画検討委員会	・地域福祉計画の概要 ・市民アンケート調査の実施
平成 30 年 11 月 2 日	第 1 回 匝瑳市地域福祉計画協議会	・地域福祉計画の概要 ・市民アンケート調査の実施
平成 30 年 12 月 17 日 ～平成 31 年 1 月 7 日	アンケート調査の実施	・18 歳以上の市民 2,000 人 ・回収結果 715 人 (35.8%)
平成 31 年 4 月 20 日	地域福祉座談会の開催	・市民ふれあいセンター ・6 地区 26 名参加
平成 31 年 4 月 27 日		・野栄総合支所 ・5 地区 25 名参加
令和元年 10 月 28 日	第 2 回 匝瑳市地域福祉計画検討委員会	・市民アンケートの結果報告 ・地域福祉座談会の結果報告 ・第 1 次計画の評価 ・第 2 次計画の方向性
令和元年 11 月 6 日	第 2 回 匝瑳市地域福祉計画協議会	・市民アンケートの結果報告 ・地域福祉座談会の結果報告 ・第 1 次計画の評価 ・第 2 次計画の方向性
令和 2 年 1 月 29 日	第 3 回 匝瑳市地域福祉計画検討委員会	・計画案について
令和 2 年 2 月 12 日	第 3 回 匝瑳市地域福祉計画協議会	・計画案について
令和 2 年 2 月 21 日から 令和 2 年 3 月 21 日	パブリックコメントの実施	・市ホームページ及び市内 8 か所の公共施設への設置

5 用語解説

あ 行

- ・インフォーマル

公的機関や専門職による制度に基づくサービスや支援（フォーマルサービス）以外の支援のことをいう。具体的には、家族、近隣、友人、ボランティア、非営利団体（NPO）などの制度に基づかない援助などが挙げられる。

- ・NPO

Non-profit organization の略。民間非営利組織のこと。ボランティア団体、福祉公社、協同組合などの営利を目的としない団体をいう。平成 10 年に施行された「特定非営利活動促進法」により設立された法人を特定非営利活動法人（NPO 法人）という。

か 行

- ・学習会

ここでの学習会は、地域が知識・経験の向上または習得のために、自主的に開催する集まりをいう。

- ・権利擁護

広義には、高齢者や障がい者をはじめ、子どもや女性などを含めた社会的弱者の人権・生命・財産などを侵害されることがないように擁護する取り組み全般をいう。社会福祉協議会では、「日常生活自立支援事業」として、福祉サービスを利用する際の手続きの援助や、日常的金銭管理などを行う事業を行っている。

- ・後期高齢者

65 歳以上高齢者のうち、75 歳以上を後期高齢者という。

- ・高齢化率

総人口に占める高齢者（65 歳以上）人口の割合。国連では、この割合が 7.0%を超えると高齢化社会、14.0%を超えると高齢社会、21.0%を越えると超高齢社会と定義している。

- ・国勢調査

我が国の人口及び世帯の実態を把握し、各種行政施策等の基礎資料を得ることを目的としており、都道府県議会や市区町村議会の議員の定数の決定、地方交付税交付金の配分等に利用されている。もっとも基礎的な統計情報の一つ。

- ・子育て世代包括支援センター

主に妊産婦及び乳幼児の実情を把握し、妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に応じ、必要に応じて支援プランの策定や、地域の保健医療又は福祉に関する機関との連絡調整を行い、母子保健施策と子育て支援施策との一体的な提供を通じて、妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を行うことにより、地域の特性に応じた妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供する体制を構築することを目的としている。

さ 行

- ・災害ボランティアセンター

被災時に臨時に設置されるボランティアセンター。被災地での活動を通して得られる被災者ニーズの総合的把握、ボランティア関連情報の受発信、行政の仲介・調整、外部ボランティアの受け入れなど、総合的なコーディネートを実施する役割を担う。

- ・在宅介護支援センター

在宅介護を必要とする高齢者、家族が、専門家を通じた介護相談・指導等を受けるとともに、必要なサービスを受けることができるように調整することを目的とした相談施設。

- ・サロン

地域交流を目的に設置される場所をいう。運営は主として、地域住民や社会福祉協議会、民生委員等で行われる。また、高齢者に特化するものを「ふれあいいきいきサロン」という。

- ・自助・共助・公助

社会保障上の理念。「公助」は主に税による行政の負担、「共助」は目的を共にする地域・グループでの負担、「自助」は「自分のことを自分でする」ことをいう。地域福祉における、前提条件の一つ。

- ・シニアクラブ

老後を心も体も豊かに健康で過ごすために、60歳以上の人自主的に集まり、行なわれるクラブ活動をいう。

- ・市民活動

営利を目的とせず、社会的な課題の解決に向けて、市民が自発的、自主的に行う、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする活動をいう。

- ・社会福祉協議会

地域住民、民生委員児童委員、社会福祉施設、活動団体、ボランティア等の協力のもと、民間の社会福祉活動を推進することを目的とした営利を目的としない民間組織。

- ・社会福祉推進委員

見守りが必要な人に日常的に見守りや声かけを行うなど、潜在する福祉ニーズを早期に発見し、専門機関につないだりする地域ボランティア。

- ・社会福祉法

旧法名は「社会福祉事業法」。社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域福祉の推進を図り、社会福祉の増進に資することを目的とする法律。

- ・住民基本台帳

住民基本台帳は、氏名、生年月日、性別、住所などが記載された住民票を編成したもので、住民の方々に関する事務処理の基礎となるもの。平成11年の住民基本台帳法の改正により、行政機関等に対する本人確認情報の提供や市町村の区域を越えた住民基本台帳に関する事務の処理を行うため、地方公共団体共同のシステムとして、各市町村の住民基本台帳のネットワーク化がされている。

- 生活困窮者

経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者のこと。

- 生活困窮者自立支援法

全国の福祉事務所設置自治体が実施主体となって、自立相談支援事業、住居確保給付金の支給、就労準備支援事業、一時生活支援事業、家計相談支援事業、学習支援事業その他生活困窮者に対する自立の促進に関する措置を講ずることにより、生活困窮者の自立の促進を図ることを目的とする。

- 生活支援体制整備事業

生活支援コーディネーターが協議体のネットワークを生かしながら、地域の互助を高め、住民主体のサービスが活性化されるよう、地域全体で高齢者の生活を支える体制づくりを進める事業。なお、生活支援コーディネーターとは、利用者のニーズに合った生活支援等サービスが行われるように、地域資源を把握し、不足するサービスの創出やサービスの担い手の養成、関係者間の情報共有やサービス提供主体間の連携の体制づくりなどのネットワーク構築を進める役割を担う人。また、協議体とは、地域で高齢者を支援する関係者間のネットワークづくりを目的とした、定期的な情報共有や連携強化の場。

- 生活福祉資金

低所得者や高齢者、障がい者の生活を経済的に支えるとともに、その在宅福祉及び社会参加の促進を図ることを目的とした貸付制度。都道府県社会福祉協議会を実施主体として、市区町村社会福祉協議会が窓口となる。

- 成年後見制度

認知症、知的障がいや精神障がい等により判断能力が十分でないため、財産管理や福祉サービスを受ける契約を結ぶことに不安や困難がある人に代わって、本人の権利を保護し、生活を支援する制度。

- 前期高齢者

65 歳以上高齢者のうち、65 歳～74 歳までを前期高齢者という。

- 総合計画

行政の最上位計画として位置づけられる、自治体の施策理念・方針を長期的に示したもの。

た 行

- 多世代交流

三世代交流とも。子どもから高齢者までの世代を問わない交流。

- 団塊の世代

昭和 22 年から 24 年にかけて、前後の世代に比べて極端に人口比が高い現象が見られ、この現象を第一次ベビーブームといい、この時期に生まれた世代をいう。

- 地域共生社会

少子高齢・人口減少、地域社会の脆弱化等、社会構造の変化の中で、人々が様々な生活課題を抱えながらも住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のこと。

- 地域包括ケアシステム

地域住民に対し、保健サービス（健康づくり）、医療サービス及び在宅ケア、リハビリテーション等の介護を含む福祉サービスを、関係者が連携、協力して、地域住民のニーズに応じて一体的、体系的に提供する仕組み。

- 地域包括支援センター

地域の高齢者の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、人口2～3万人につき1か所を目安として設置される施設。要介護者、要支援者だけでなく、地域の全ての高齢者が要介護状態とならないよう、介護予防のマネジメント（調整・管理）、高齢者とその家族に対する相談・支援、高齢者の権利擁護、ケアマネジャー（介護支援専門員）に対する支援などの事業を行う。

- 地区社会福祉協議会

社会福祉協議会の地区組織として設置される組織。

- つなぎ役（コーディネーター）

コミュニティ・ソーシャルワーカー（CSW）とも。行政や福祉関係機関、地域住民などと連携しながら課題の解決に導く「つなぎ役」となる。

- DV

「家庭内暴力」と訳されるが、「配偶者、恋人など親密な関係にある異性に対する暴力」とされる。「親密な関係」の範疇には配偶者に限らず、元配偶者、交際相手、元交際相手、婚約者など幅広い関係が含まれる。

な　　行

- 日常生活自立支援事業

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等のうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理等を行う。

- 認知症サポーター

厚生労働省事業の一環として、認知症サポーターは、認知症について正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守り、支援する応援者として活動する。

- ネグレクト

子どもや高齢者、障がい者などの保護や世話、養育、介護などを怠り、放棄すること。身体的・精神的・性的虐待とならぶ虐待のひとつ。

は 行

- ・配食サービス事業

65 歳以上の高齢者のみの世帯で、食事の調理が困難で低栄養状態を改善する必要がある方に対し、バランスのとれた食事を配達し、併せて安否確認を行う事業。

- ・パブリックコメント

直訳すると公衆（国民・住民・市民など）の意見のこと。特に「パブリックコメント手続」における意見公募に対し寄せられた意見を指す。または、意見公募の手続きそのものを指す言葉としても用いられる。

- ・バリアフリー

障がいのある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味。もとは物理的な障壁の除去という意味合いが強かったが、より広く障がい者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的な障壁の除去という意味でも用いられる。

- ・ボランティア

自主性、無償性、公益性などに基づく活動のこと。近年は有償ボランティアもある。ボランティア活動を支援するために、社会福祉協議会にボランティアセンターが設置され、活動のコーディネート機能を担っている。

ま 行

- ・民生委員・児童委員

民生委員法に基づき、地域住民の福祉の向上を目的に厚生労働大臣の委嘱を受けた民間の奉仕者。社会福祉の精神により地域住民の立場にたった相談・支援や福祉サービスの情報提供のほか、福祉事務所などの行政機関への協力、地域児童の健全育成などの活動を行っている。

や 行

- ・ユニバーサルデザイン

身の回りの品物から住宅、建物、都市空間のデザインまで、全ての人が使いやすいように考慮してつくられた汎用性のある商品、環境、情報の構築実現をめざしたもの。

- ・要援護者

災害時に援護が必要な人。安全な場所への避難や、適切な防災行動をとることが困難な方々を把握し、災害時に地域ぐるみで支援するために登録を促進している。具体的には、ひとり暮らしや寝たきりなどの高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、外国籍市民などが考えられる。

- ・要保護児童

虐待を受けた子どもに限らず、不登校や非行児童、さらに心身に障がいがある子ども、性格行動において問題のある子どもなど特別な支援を要する子どもも含まれる。

第2次匝瑳市地域福祉計画及び地域福祉活動計画

発 行：匝瑳市／匝瑳市社会福祉協議会

発行年月日：令和2年3月

【匝瑳市福祉課】

〒289-2198 千葉県匝瑳市八日市場ハ793番地2

TEL：0479-73-0096（直通） FAX：0479-72-1116

ホームページ：<https://www.city.sosa.lg.jp/>

【匝瑳市社会福祉協議会】

〒289-3182 千葉県匝瑳市今泉6491番地1

TEL：0479-67-5200（直通） FAX：0479-67-5201

ホームページ：<https://sousashishakyo.jimdo.com/>

